



2022年米国オリンピック・パラリンピック・ムーブメントに関する SafeSport規程

2022年4月発効

米国オリンピック・パラリンピック・ムーブメントに関するSafeSport
規程

目次

I. 当センターの権限	1	3. 意思決定能力の欠如.....	5
II. 本規程の運用およびコンプライアンス	1	E. 日付	5
III. 本規程の適用.....	1	F. イベント	5
IV. 当センターの管轄権	1	G. 現地関連機関（LAO）	6
A. 専属管轄権	1	H. 未成年者 / 児童.....	6
B. 裁量的管轄権	2	I. 国内統括団体（NGB）	6
C. 裁決の再評価	2	J. 参加者	6
V. USOPC、NGB、LAOの管轄権.....	2	K. 権力の不均衡	6
VI. 適用される手続き	3	L. 被申立人	7
VII. 執行権限	3	M. 第三者報告者	7
A. 執行責任	3	IX. 禁止行為	7
B. 相互執行	3	A. 刑事告発 / 処分	8
C. 暫定措置および制裁の審査	3	1. 定義.....	8
D. 関係当事者への情報伝達	3	a. 刑事処分	8
E. 国内統括団体への登録 / 提携要件	3	b. 刑事告発（逮捕状が出た場合を 含む）	8
VIII. 定義	3	2. 性犯罪者登録簿.....	8
A. 選手	3	3. 刑事告発 / 処分に関する口頭審理.....	8
B. 児童虐待	3	B. 児童虐待	9
C. 申立人	4	C. 違法な性行為.....	9
D. 同意	4	1. 性的 / 性差別ハラスメント	9
1. 強制.....	4	2. 同意のない性的接触.....	10
2. 法的能力.....	5	3. 同意のない性交.....	10
		4. 性的搾取.....	10
		5. 性的な意味合いを持ついじめ、しごき 、その他の不適切な行為.....	11

D.	精神的 / 身体的苦痛を与える違法行為.....	11			
1.	精神的苦痛を与える違法行為.....	11			
a.	言語行為	11			
b.	身体的行為	11			
c.	無視 / 孤立化の行為	12			
d.	犯罪行為	12			
e.	ストーキング	12			
f.	例外	12			
2.	身体的苦痛を与える違法行為.....	12			
a.	接触による暴力	12			
b.	非接触による暴力	13			
c.	犯罪行為	13			
d.	例外	13			
3.	いじめ.....	13			
a.	身体的ないじめ	13			
b.	言葉によるいじめ	13			
c.	社会的孤立化（ネットいじめを 含む）	13			
d.	性的ないじめ	14			
e.	犯罪行為	14			
f.	例外	14			
4.	しごき.....	14			
a.	接触による行為	14			
b.	非接触による行為	14			
c.	性的行為	14			
d.	犯罪行為	14			
			e.	例外	15
			5.	ハラスメント	15
			E.	違法行為の幫助	15
			F.	報告関連の違法行為	16
			1.	報告の不履行	16
			2.	意図的な虚偽の申し立て	16
			G.	当センターの手続きに関する違法行為	17
			1.	訴権の濫用	17
			H.	報復行為	17
			I.	その他の不適切な行為	18
			1.	親密な関係	18
			2.	未成年を性的なコンテンツ / 画像に晒 すこと	18
			3.	秘められた部分の意図的な露出	18
			4.	不適切な身体的接触	18
			5.	意図的な容認	19
			J.	未成年選手虐待防止方針 / 未然防止方針の違 反	19
			X.	報告	19
			A.	一般的義務	19
			B.	児童虐待（性的な児童虐待を含む）に関する 報告義務	20
			C.	違法な性行為に関する報告義務	20
			D.	成人参加者が当センターへの報告義務を負う その他の違法行為	20
			E.	精神的 / 身体的苦痛を与える違法行為および	

未然防止方針	21	J. 被申立人の手続き上の権利	25
F. 匿名による報告	21	K. 記録	26
G. 第三者報告者の秘密保持	21	L. 事前 / 事後の行為	26
H. 申立人の報告の選択肢	21	M. 関連性	26
XI. 解決手続き	21	N. 調査報告書	26
A. 手続きの開始	21	O. 決定	26
B. 実体的法規範と手続き規則	22	P. 制裁停止の要請	27
C. 証明度	22	Q. 仲裁審問の要請	27
D. 訴訟の併合	22	R. 再審査	27
E. 関連の手続き	22	S. 機密性 – 文書の公開 / 使用	27
1. 刑事 / 民事訴訟手続の影響	22	XII. 暫定措置	28
2. 他の法的救済手段を求める権利の非放棄	22	A. 当センターが命じる場合	28
F. 法執行機関との連携	23	1. 時期	28
G. 出訴期限その他の時間的制約	23	2. 決定基準	28
H. 解決の方法	23	3. 救済手段	28
1. 手続きの終了	23	4. 仲裁人による審査	28
2. 非公式の解決	23	5. 変更	28
3. 公式の解決	23	6. 暫定措置の不遵守	29
I. 参加	23	B. USOPC、NGB、またはLAOが命じる場合 ..	29
1. 仲裁の当事者	24	XIII. 制裁措置	29
2. アドバイザー	24	A. 制裁措置	29
3. 証人	25	B. 考慮される要因	30
4. 申立人による匿名の要望	25	C. 一般公開	30
5. 個人情報保護	25	XIV. 仲裁規則	30
		1. 本規則の適用	30

2.	適用範囲	31	19.	審問の開催場所	35
3.	仲裁人の資格要件	31	20.	出席	36
4.	仲裁の当事者	31	21.	宣誓	36
5.	アドバイザー	31	22.	通訳者	36
6.	秘密保持義務	31	23.	審問の延期	36
7.	仲裁の開始	31	24.	当事者 / アドバイザーが不在の仲裁	36
8.	仲裁人の数	32	25.	証明度	36
9.	仲裁人の指名 – 仲裁の本案	32	26.	証拠の法則	36
10.	仲裁人の指名通知	32	27.	宣誓供述証拠	37
11.	管轄権および利益相反	32	28.	審問	37
	a. 管轄権	32		a. 仲裁人の迅速に遂行する責任	37
	b. 利益相反	32		b. 冒頭陳述	37
	c. 利害関係のある仲裁人の交替	33		c. 証拠の提示	38
12.	欠員	33		d. 証人尋問	38
13.	仲裁人への提出物および伝達事項	33		e. 申立人の役割	39
14.	制裁および刑事告発 / 処分に関する審問	33		f. 最終陳述	39
	a. 審問範囲	33		g. 非公開審問	39
	b. 審査基準	34		h. 審問の終了	40
	c. 主張書面の提出	34	29.	本規則上の権利の放棄	40
	d. 口頭弁論	34	30.	出訴期限の延長	40
	e. 仲裁判断	34	31.	通知と受領	40
15.	適正な手続きの保障	34	32.	仲裁判断	40
16.	予備審問会	34		a. 期限	40
17.	ディスカバリ	35		b. 様式	41
18.	審問の期日	35		c. 適用範囲	41

d.	当事者への交付.....	41
33.	仲裁判断の修正.....	41
34.	不服申し立ての禁止.....	41
35.	出訴手数料 / 費用.....	41
36.	その他の手数料および費用.....	42
37.	仲裁人の報酬.....	42
38.	手数料および費用の配分.....	42
39.	本規則の解釈および適用.....	42
40.	暫定措置.....	43
a.	要請のタイミング.....	43
b.	仲裁人.....	43
c.	出訴手数料 / 費用.....	43
d.	手続き.....	43
i.	迅速化された手続き.....	43
ii.	予備審問会.....	43
iii.	主張書面.....	43
iv.	審問の開催期間.....	44
e.	審査基準.....	44
f.	仲裁判断.....	44
g.	不服申し立ての禁止.....	44
別紙1	45
別紙2	46

米国オリンピック・パラリンピック・ムーブメントに関する SafeSport規程

発効日:2022年4月1日

I. 当センターの権限

米国SafeSportセンター(以下、「当センター」)は、米国連邦議会、米国オリンピック・パラリンピック委員会(以下、「USOPC」)、および国内統括団体(以下、「NGB」)により、米国内のあらゆるオリンピック競技、パラリンピック競技、パンアメリカン競技、およびパラパンアメリカン競技に関する正式な安全スポーツ組織として認められている。

II. 本規程の運用およびコンプライアンス

本規程は当センターによって運用される。USOPC、NGB、および現地関連機関(以下、「LAO」)は、本規程に定める方針および手続きをあらゆる点で遵守し、各々の関連方針に本規程の規定全体を最初から定めていたかのように組み入れるものとする。

NGBおよびUSOPCは、当センターの調査結果に干渉してはならず、干渉を試みてはならず、影響を与えてはならない。合衆国法典第36編第220541(f)(4)条を参照。

参加者は、本規程に記載されている情報を把握する責任を負う。また、当センターの管轄権および本規程の方針および手続きについて、仲裁に関する規定も含め、参加者として明示的に合意する。当センターは必要に応じて本規程を変更する権利を留保する。変更を行った場合にはオンライン上で通知するも

のとし、別段の旨が記載されていない限り、当該変更は通知された時点で直ちに有効となる。

III. 本規程の適用

本規程は下記に定義する「参加者」に適用される。当センターは、アマチュアスポーツに関与する者を性的虐待などの虐待行為から守るという使命を果たすために、参加者の適切性と適格性を事前に審査している。オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを構成する民間団体への参加は特権であり、権利ではない。

IV. 当センターの管轄権

A. 専属管轄権

当センターは、参加者が以下のいずれかの行為を犯したとの申し立てがあった場合、これを調査して解決する専属管轄権を有する。

1. 違法な性行為。これには、性的な児童虐待や違法な性行為の申し立てに合理的に関連する違法行為が含まれるが、これらに限定されない。
2. 児童虐待や違法な性行為に関わる刑事告発/処分。
3. 児童虐待や違法な性行為に関与する申し立ての報告に関連する違法行為。
4. 幫助、教唆、訴権の濫用または報復行為に関連する違法行為(当センターの手続きに関する場合)。

5. 本規程に定義するその他の不適切な行為。

B. 裁量的管轄権

当センターは、参加者が以下のいずれかの行為を犯したとの申し立てがあった場合、これを調査して解決する裁量的管轄権を有する。

1. 非性的な児童虐待。
2. ストーカー、いじめ、しごき、ハラスメントなど、精神的／身体的苦痛を与える違法行為。
3. 児童虐待や違法な性行為に関与しない刑事告発／処分。
4. 未成年選手虐待防止方針など、未然防止方針の違反。
5. 幫助、教唆、訴権の濫用または報復行為に関連する違法行為 (USOPC、NGB、LAO、その他当センターの管轄権下にある組織の手続きに関連する場合)。

当センターが裁量的管轄権を受け入れる場合には本規程に定める解決手続きを採用する。

C. 裁決の再評価

当センターは自身の管轄権に基づく裁決をいつでも再評価することができる。

V. USOPC、NGB、LAOの管轄権

- A. 関連団体 (USOPC、NGB、またはLAO) は、当センターが特定の参加者に対する特定の申し立てに関して明示的に管轄権を行使する前に、このような違法行為の申し立てに対処するために必要かつ適切な対策 (資格停止を含む) を講じる権限を有する。
- B. 関連団体は、当該申し立てが当センターの専属管轄権の対象であると確信するに足る理由がある場合、対応策を講じる事は可能なものの、当該申し立てについて調査や解決を行うことはできない。
- C. 当該申し立てが当センターの裁量的管轄権の対象である場合、当センターが当該申し立てについて明示的に管轄権を行使しない限り、関連団体は問題を調査・解決することができる。
- D. 当センターは、禁止行為の申し立てについて管轄権を有すると判断した場合、USOPC、NGB、またはLAOに対して管轄権行使の通知を行うものとする。当センターが特定の参加者に関する特定の申し立てについて明示的に管轄権を行使する場合、関連団体は当該申し立てに対し、被申立人の競技参加の機会が拒否されるか拒否される可能性がある何らかの制限 (資格停止を含む) を命じることはできない。関連団体は必要な安全対策計画や暫定措置を講じることができる。NGBは、自らまたはそのLAOが安全対策計画または暫定措置を執行する場合、当該執行後72時間以内に当センターに報告する。

VI. 適用される手続き

申し立てられた違法行為の報告、調査、解決のための手続きは、本規程に定めているように、違法行為の性質によって異なる。本規程に定める手続きは、当センターが管轄権を受け入れる全ての問題に適用される。当センターが管轄権を受け入れない場合には、審査機関(USOPC、NGB、またはLAO)が定める手続きが適用される。

VII. 執行権限

A. 執行責任

USOPC、NGB、およびLAOは、下記に定めているように、当センターが命じた資格決定、制裁、および暫定措置を執行する責任を負う(合衆国法典第36編第220505(d)(1)(C)条)。当センターが命じる全ての資格決定、制裁、および暫定措置は命じた時点で直ちに効力を発するものとする。

B. 相互執行

当センターが命じる資格決定や制限はNGB、LAO、USOPCすべての間で相互に執行されるものとする。

C. 暫定措置および制裁の審査

NGBおよびUSOPCは、暫定措置および制裁の実施に関する当センターの伝達事項を直ちに審査する。NGBまたはUSOPCは、上記伝達事項に何らかの誤りや欠落があると判断した場合、可及的速やかに、ただ

し伝達を受けてから3日以内に、当センターにその旨を通知する。

D. 関係当事者への情報伝達

当センターは決定要綱を発行するものとし、USOPC、NGB、またはLAOは制裁の執行を補佐するために、当事者にこの要綱を提供することができる。USOPC、NGB、およびLAOは暫定措置および制裁について関連当事者に伝達する方法を設けるものとする。

E. 国内統括団体への登録/提携要件

NGBは、確実な執行を図るため、(NGBの規則や手続きを用いて)LAOまたはメンバークラブとして登録すること、もしくはNGBとの提携することを望む団体に対し、本規程および「2017年の若者の性虐待被害防止及びセーフスポーツ認可法」の規定に合意し、これらを遵守すること、また、当センターが命じる制裁や暫定措置を執行することを求めるものとする。

VIII. 定義

A. 選手

競技するスポーツについてNGBまたはパラリンピック競技団体が定める資格基準を満たしている選手。

B. 児童虐待

「児童虐待」という用語は、1990年児童虐待被害者法(合衆国法典第34編第20341条)第203条に定める意

味あるいは適用州法に定める意味を有する。

C. 申立人

本規程に違反する行為を犯したと申し立てられている者。

D. 同意

同意とは、(a)説明を受けた後の同意(承知の上での同意)、(b)自主的な同意(任意)、(c)積極的な同意(受け身ではない同意)を意味する。同意は、法的能力および機能的な能力のある人物が相互に同意して性行為を行う許可を示す明確な言葉や動作によって表示されなくてはならない。

ある形態の性行為に対する同意は、その他の形態の性行為に対する同意を自動的に示唆するものではない。過去の関係や従前の同意は、将来の性行為に対する同意を示唆するものではない。いったん同意したことでも明確な言葉や動作で取り消すことができる。

同意は、(a)強制によるもの、(b)性行為を仕掛ける人物が、相手に意思決定能力がないことを知っているか合理的に知っていたと思われる場合で、相手の意思決定能力の欠如に付け込むことによるもの、(c)法的能力の無い者によるもの、(d)権力の不均衡によるものであってはならない。

1. 強制とは、(a)身体的暴力、(b)脅迫、(c)威嚇、(d)強要によるものを意味する。

a. 身体的暴力とは、ある人物が別の人物に対して腕力を用いて支配しようとすることを意味する。身体的暴力の例として、叩く、殴る、平手打ちする、蹴る、組み伏せる、絞めつける、何らかの武器を振り回すか用いることが挙げられる。

b. 脅迫とは、望まない性行為を行うことを一般人に強いるような言葉や動作を意味する。脅迫の例として、身体的な危害を加えるとの脅し、相手の評判を貶めるために個人情報暴露するとの脅し、相手の競技参加能力を否定する脅しなどが挙げられる。

c. 威嚇とは、相手を脅かしたり恐怖を抱かせたりする暗黙の脅迫を意味する。身体の大きさのみをもって威嚇とみなすことはできないが、威嚇となるようなやり方で身体の大きさを利用することはできる(出口に立ちふさがるなど)。

d. 強要とは、親密／性的な接近を強いるために不当な圧力をかけることであり、相手に性行為をさせようと説得、誘惑、または誘引する行為以上のものを意味する。性的接触や性交を行いたくない、または中止したい、あるいは一定の性的行為を超えたくないことを明確に示している相手に引き続き圧力をかけることは強要となる。

強要行為かどうかを判断するには、(i)圧力をかけてくる頻度、(ii)圧力の強さ、(iii)圧力を

かけられた相手の孤立状態の度合い、および
(iv) 圧力の期間を考慮する。

2. 法的能力

未成年は性的性質を持つ行為に同意することはできない。同意することができる法定年齢は州法や連邦法によって異なるが、本規程においては18歳とする。

成人と未成年または未成年同士がこの規定に違反した場合でも、両当事者の間に権力の不均衡が存在せず、年齢差が3歳未満であれば、「年齢差の少ない場合の例外的取り扱い」が適用される。

参加者の行為が本規程に違反しているかどうかを審査する場合、相手が法定年齢に達していない事実が重要であり、実際の年齢を知らなかったことは抗弁にはならない。相手が年齢を偽っていた場合や、相手が法定年齢に達していると悪意なく信じていた場合でも、抗弁とは認められない。

3. 意思決定能力の欠如

意思決定能力の欠如とは、個人が性行為を行うかどうかについて情報に基づいた理性的な判断を下す能力に欠けている状態を意味する。意思決定能力が欠如している者は、精神的または身体的に無力な状態、睡眠状態、無意識状態にあるか、あるいは性行為が行われていることを認識していないため、一時的または恒久的に同意を与えることが

できない。また、アルコールや薬物の摂取や一時的／恒久的な心身の健康状態により個人の意思決定能力が欠如する場合もある。

意思決定能力の欠如状態とは、酩酊状態や中毒状態を超える状態を意味する。アルコールや薬物を摂取しているだけでは必ずしも意思決定能力が欠如することにはならない。アルコールや薬物の影響度は個人によって異なり、その時の状況に基づいて判断される。

被申立人がアルコールや薬物を使用していたからといって本規程への違反の抗弁とはならない。

同意の概念は、しごきや身体的苦痛または精神的苦痛を与える違法行為など、性行為以外の行為にも適用可能な場合がある。

E. 日付

別段の旨が明示的に定められている場合を別として、「日」という用語は週末と祭日を除く営業日を意味する。

F. イベント

「イベント」という用語は、1990年児童虐待被害者法（合衆国法典第34編第20341条）に定める意味を有するものとする。本規程の方針および手続きの発効日において、「イベント」という用語には「旅行、宿泊、練習、競技、健康治療／医療」が含まれる。

G. 現地関連機関(LAO)

地域、州、現地のクラブまたは団体に、NGBと直接提携しているか、NGBの地域／州の支部と直接提携しているものを意味する。LAOにはNGBの加盟団体のメンバーにすぎない地域、州、または現地のクラブや団体は含まれない。

H. 未成年者／児童

18歳未満の者または被申立人が18歳未満であると確信している者。

I. 国内統括団体(NGB)

合衆国法典第36編第220521条に基づき、米国オリンピック・パラリンピック委員会により認定されたアマチュアスポーツ団体、ハイパフォーマンス管理団体、またはパラリンピック・スポーツ団体。この定義は、オリンピック競技、パラリンピック競技、パンアメリカン競技、またはパラパンアメリカン競技のプログラムに含まれるスポーツの管理または統括に責任を負うUSOPCおよびUSOPCが承認するスポーツ組織にも適用されるものとする。これには、当センターの管轄権の対象となる団体およびそのメンバーまたは参加者も含まれる。

J. 参加者

¹ 本規程に基づき参加者とみなすかどうかを審査する場合、「現在」とは、申し立てられた違法行為が当センターに報告された日から解決される日まで、そして制裁が命じ

1. 本規程の違反が申し立てられた時点で、以下の地位を望んでいる者、あるいは現在¹または過去に以下の地位に該当している個人を意味する。
 - a. NGB、LAO、USOPCいずれかのメンバーまたはライセンス保有者
 - b. NGB、LAO、USOPCいずれかの従業員または経営幹部
 - c. NGB、LAO、USOPCいずれかの統制／懲戒管轄権の対象となっている者
 - d. NGB、LAO、USOPCいずれかの認定、承認、または指名に基づき、未成年選手との定期的な接触や未成年選手に対する権限を有する者

K. 権力の不均衡

権力の不均衡とは、状況全体を考慮して、ある人物が相手に対して監督、評価、その他の権限を持っていると判断される場合に存在する。権力の不均衡が存在するかどうかは複数の要因に基づいて判断される。こうした要因には、他方当事者に対する監督、評価、その他の権限の性質と範囲、両当事者の実際の関係、各当事者の役割、関係の性質および期間、両当事者の年齢、攻撃者の存在の有無、両当事者の間に年齢、大きさ、強さ、精神力に大きな差異があるかどうかなどが挙げられるが、これらに限定されない。

られる期間も含むものとする。

コーチと選手の関係が確立した場合、こうした関係が続いている間は(年齢に関係なく)権力の不均衡が存在すると想定され、また、コーチと選手の関係が終了した後も未成年選手が20歳になるまでは権力の不均衡が継続すると想定される。

競技上の関係が確立する前に親密な関係が存在していた場合(配偶者やライフパートナーの関係がスポーツ関係に先行している場合など)、権力の不均衡が推定されるわけではないが、存在する可能性はある。

L. 被申立人

本規程に違反したと申し立てられている参加者。

M. 第三者報告者

申立人以外の者が報告を行った場合、このような報告は「第三者による報告」、報告した者は「第三者報告者」と言及される。

IX. 禁止行為

本規程の当セクションは、いじめ、しごき、ハラスメントなど、スポーツにおける精神的苦痛や身体的苦痛を与える違法行為および性的な違法行為に関し、参加者に求める要件を定めている。

² 本規定の焦点は申し立てられた行為が発生した時点で定められていた地域の規範にある。問題は: 申し立てられた行為が発生した時点で、当該行為が地域の規範や基準(その時点で適用される刑法や民法、その他適用される地域の規範に一般的に定められている規範)に違反することに、一般人であれば気

現在または過去における参加者の行為が本規程に反する場合、あるいは競技や競技参加者の最善の利益に反する場合には、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントへの参加特権は制限、条件付け、停止、中断、または拒否される場合がある。

参加者が以下のいずれかの行為を犯した、または容認した場合には本規程の違反とみなされる。(1)本規程に定める禁止行為、(2)米国SafeSportセンター、NGB、LAO、またはUSOPCが現在または過去において公表している規範に違反する行為(禁止行為と同等の行為で、申し立てが行われた時点で存在していたもの)、(3)刑法や民法などの地域の規範に違反する行為(禁止行為と同等の行為で、申し立てが行われた時点で存在していたもの)。²

禁止行為には以下の行為が含まれる。

- A. 刑事告発／処分
- B. 児童虐待
- C. 違法な性行為
- D. ストッキング、いじめ、しごき、ハラスメントなど、精神的／身体的苦痛を与える違法行為。
- E. 違法行為の幫助
- F. 報告関連の違法行為
- G. 当センターの手続きに関する違法行為
- H. 報復行為
- I. その他の不適切な行為
- J. 未成年選手虐待防止方針／未然防止方針の違反

付いていただろうか、ということである。当センターは犯罪の各要素を実証する必要はなく、さらに、本規程に定めるもの以外に証拠基準を適用する必要もなく、立証責任を負う必要もない。

A. 刑事告発／処分

参加者が刑事告発／処分を受けた場合、本規程の違反とみなされる。

犯罪行為はスポーツ参加の適格性と関連がある。刑事告発／処分の年齢は本規程の違反が起こったかどうかに関連していないが、制裁の目的で考慮される場合がある。当センターは違法な性行為または児童虐待に関与している刑事告発／処分を新たに審査する。違法な性行為または児童虐待に関与している刑事処分に関するNGB、LAO、またはUSOPCによる従前の見解や調査結果はいずれも当センターの決定に関連するものではない。

1. 定義

a. 刑事処分

参加者が刑事訴訟手続きの処分または判決の対象となるか対象となったことがある場合には本規程の違反とみなされる(無罪判決の場合を除く)。このような処分には、有罪判決、犯罪行為の自白、罪状認否、併合法理、不抗争の答弁、有罪答弁(アルフォード／ケネディの嘆願)に類似した嘆願、転換プログラムによる訴訟手続きの処分、延期裁定、延期訴追、観察処分、条件付き棄却、少年非行の事実認定、その他類似の処分が含まれるが、これらに限定されない。

b. 刑事告発(逮捕状が出た場合を含む)

参加者が係争中の刑事告発または逮捕状を受けた場合、本規程の違反とみなされる。

当センターは、刑事告発／処分に当たる行為かどうかを審査する際に、当初の告発、修正された告発、罪状認否が行われた告発を審査し、これらに依拠する場合がある。

2. 性犯罪者登録簿

州、連邦、領土、または部族の性犯罪者登録簿に現在記載されている参加者は参加の資格を持たない。

3. 刑事告発／処分に関する口頭審理

刑事告発／処分に関する当センターの決定に対して異議申し立てを望む参加者は、ルール14のみに基づき制裁に関する口頭審理を要求することができる。

当センターが参加者の刑事告発／処分について決定を言い渡した後で当該告発または処分が刑事裁判所によって修正された場合、参加者はセクションXI(R)に基づき、当センターに再審理を要求することができる。係争中の刑事告発が棄却による解決、無罪判決、または上記に定義する刑事処分となった場合、被申立人の再審理要求は常に認められ、新たな決定が下されるものとする。

B. 児童虐待

参加者が児童虐待を犯した場合、本規程の違反とみなされる。

C. 違法な性行為

参加者が違法な性行為を犯した場合、本規程の違反とみなされる。違法な性行為という犯罪には以下の行為が含まれるが、これらに限定されない。

1. 性的／性差別ハラスメント
2. 同意のない性的接触(またはその試み)
3. 同意のない性交(またはその試み)
4. 性的搾取
5. 性的な意味合いを持ついじめ、しごき、その他の不適切な行為

1. 性的／性差別ハラスメント

性的ハラスメントとは、言語的／非言語的、グラフィック、物理的／身体的なものを問わず、下記に示す(a)または(b)の状況が存在する場合で、不愉快な性的誘惑や性行為の要求など、性的な意味合いを持った望まない行為を意味する。

性的ハラスメントには、言語的／非言語的、グラフィック、物理的／身体的なものを問わず、下記に示

す(a)または(b)の条件が存在する場合で、攻撃、威嚇、敵意などの行為(たとえ性的な意味合いを持つ行為がなくても)による性別、性的指向、性自認、性表現に関連したハラスメントが挙げられる。

- a. 明示または黙示を問わず、雇用条件、競技での地位、イベント、競技プログラム／活動への参加を理由に性的行為の要求に服従させる場合、あるいはそのような要求に服従または拒絶したことを理由に当人の競技に関する決定を行う場合(いわゆる「代償型ハラスメント」)。
- b. 上記の行為により敵対的な環境が生じる場合。「敵対的な環境」とは、当該行為が十分に深刻で持続的または蔓延的であるために個人の競技プログラムや活動に参加する機会が妨害、制限、または剥奪されるような状況を意味する。十分に深刻で持続的または蔓延的な行為とは、主観的および客観的な見解によりそのようにみなされる必要がある。

敵対的な環境であるかどうかは既知の状況全体を考慮して判断される。このような状況には以下の要因が挙げられるが、これらに限定されない。

- i. 当該行為の頻度、性質、深刻度
- ii. 当該行為は身体的な恐喝によるものか
- iii. 当該行為が申立人の精神状態に及ぼす影響
- iv. 当該行為は複数の者を相手に行われ

- v. 当該行為は別の差別的行為から派生しているか
- vi. 当該行為は個人の教育や勤務成績または競技プログラムや活動を不当に妨害しているか
- vii. 当該行為は言論の自由に関する懸念を示唆しているか

敵対的な環境は、持続的または蔓延的な行為や、十分に深刻な単一または孤立した事件によって生じる場合がある。行為が深刻であればあるほど(特に身体的行為である場合)、敵対的な環境を証明するために連続的な事件を提示する必要がなくなる。例えば、同意のない性的接触が一度だけ発生した場合では、敵対的な環境を証明するに足る深刻度であるとみなされる場合がある。一方、口頭または書面によって攻撃的と思われる表現が一度だけ発生した場合には、敵対的な環境を証明するには十分ではないことが多い。

2. 同意のない性的接触

参加者が同意のない性的接触を犯した場合、本規程の違反とみなされる。

性的接触とは、(下記に説明するように)何らかの物体か身体の一部を用い、性的な意図をもって相手に触れることを意味する。この場合、いかに軽く触れたとしても、そのような意図があれば性的接触

とみなされる。

性的接触の例として、(a)キスする、(b)意図的に相手の胸、尻、股間、または性器に触れる、あるいは意図的にこれら身体の一部を用いて相手に触れる、(c)相手に自分自身、参加者、またはその他の者にこれら身体の一部に触らせる、もしくはこれら身体の一部を用いて上記の者に触らせることが挙げられるが、これらに限定されない。

3. 同意のない性交

参加者が同意のない性交を犯した場合、本規程の違反とみなされる。

性交とは、(下記に説明するように)何らかの物体か身体の一部を用いて相手に挿入することを意味する。この場合、いかに軽く挿入したとしても、そのような意図があれば性交とみなされる。

性交の例として、(a)陰茎、物体、舌、または指を膣に挿入する、(b)陰茎、物体、舌、または指を肛門に挿入する、(c)相手の性器に口をつける(程度は問わない)ことが挙げられる。

4. 性的搾取

参加者が性的搾取を犯した場合、本規程の違反とみなされる。性的搾取は、参加者が意図的または故意に以下の行為を行った場合に生じる。

- a. 関係当事者全員の同意を得ずに、第三者に隠れた場所(クローゼットなど)から私的な性行為を覗かせるか、電子的手段(スカイプや画像のライブ配信など)によって私的な性行為を視聴できるようにすること。
 - b. 関係当事者全員の同意を得ずに、私的な性行為や身体の秘めた部分(性器、股間、胸、尻を含む)を記録または撮影すること。
 - c. 関係当事者全員の同意を得ずに、窃視すること(プライバシーが守られていると本人が合理的に信じている時に私的な性行為や身体の秘めた場所を覗き見すること)。
 - d. 関係当事者全員の同意を得ずに、私的な性行為や身体の秘めた部分(性器、股間、胸、尻を含む)の画像や映像を流布、表示、または掲載すること。
 - e. 本人に知らせずに性感染症やウイルスに意図的に晒すこと。
 - f. 売春の勧誘、または他者への売春の斡旋もしくは人身売買を行うこと。
5. 性的な意味合いを持ついじめ、しごき、その他の不適切な行為

参加者が性的な意味合いを持ついじめ、しごき、その他の不適切な行為(下記に詳述)を犯した場

合、本規程の違反とみなされる。

D. 精神的／身体的苦痛を与える違法行為

参加者が精神的／身体的苦痛を与える違法行為を犯し、このような行為が競技に関連していると合理的に判断される場合、本規程の違反とみなされる。例としては以下の行為が挙げられるが、これらに限定されない。

1. 精神的苦痛を与える違法行為
2. 身体的苦痛を与える違法行為
3. いじめ
4. しごき
5. ハラスメント

1. 精神的苦痛を与える違法行為

精神的苦痛を与える違法行為の例として、(a)言語行為、(b)身体的行為、(c)無視／孤立化の行為、(d)犯罪行為、(e)ストーキングが挙げられる。精神的苦痛を与える違法行為は、害を与えることを意図したものか、または、その行為によってどのような結果が生じたのかではなく、客観的な行動によって判断される。

- a. 言語行為
建設的なトレーニングや動機付けを目的とせず、相手を個人的に継続的かつ過度に言葉で威嚇または攻撃すること。
- b. 身体的行為

継続的または過度に物理的に攻撃的な行為を行うこと。例としては、相手に対してまたは人前で、スポーツ用具、水の入ったボトル、椅子などを投げつける、壁や窓などの物体を殴ることが挙げられるが、これらに限定されない。

- c. 無視／孤立化の行為
相手を長期間無視したり孤立させたりすること。例としては、参加者を定期的にまたは独断で練習から外すことが挙げられる。
- d. 犯罪行為
精神的苦痛を与える違法行為には、連邦法や州法で定められた精神的虐待や違法行為（児童虐待や育児放棄など）に該当する行為が含まれる。
- e. ストーキング
ストーキングとは、特定の相手を意図的にターゲットとする一連の行動を意味し、ストーカーはそのような行為によって相手が(i)自分自身の身の危険を感じる、(ii)第三者の身の危険を感じる、あるいは(iii)深刻な精神的苦痛を味わうであろうことを知っている、または知っているはずの状況を言う。

「一連の行動」とは、2つ以上の行動で、ストーカーが直接または間接的に、あるいは第三者を介して、何らかの活動、方法、道具、手段によって、ターゲットとする相手を追跡、監視、観察、偵察、恐喝するか、相手と交信する、また

は相手について通知する、あるいは相手の所在地に侵入することを意味する。「深刻な精神的苦痛」とは、精神的にひどく苦しむか苦悶することを意味する。

ストーキングには「サイバーストーキング」も含まれる。サイバーストーキングとは、ストーカーが電子媒体（インターネット、ソーシャルネットワーク、ブログ、携帯電話、テキストなどの機器や接触形態）を用いて相手をストーキングすることを言う。

- f. 例外
専門的に認められたコーチング法によるスキル強化、身体調整、チーム育成、適切な規律、選手のパフォーマンス強化は、精神的苦痛を与える違法行為とはみなされない。また、競技の一部として合理的に認められる行為や、参加者による参加の一部として合理的に認められる行為も、精神的苦痛を与える違法行為とはみなされない。

2. 身体的苦痛を与える違法行為

身体的苦痛を与える違法行為とは、相手に身体的な害を与えるか、その恐れがあると合理的に判断される意図的な接触または非接触行為を意味する。

身体的苦痛を与える違法行為の例として以下の行為が挙げられるが、これらに限定されない。

- a. 接触による暴力

相手をぶつ、殴る、噛みつく、強打する、絞めつける、平手打ちする、相手を意図的に物体(スポーツ用具など)で殴る、深刻な怪我(脳震とうなど)を負った選手に医者への許可を得ずに早期に復帰することを奨励するか故意に許可するなど。

b. 非接触による暴力

相手を密閉空間に隔離する(選手を狭い場所に閉じ込めるなど)、競技目的ではなく選手に苦痛を感じる姿勢や体位を強いる(選手を固い床で正座させるなど)、適切な水分補給、栄養、治療、睡眠をとらせないか、とらないように推奨する、あるいは拒否する、アルコール類を未成年に与える、違法ドラッグや非処方薬を与えるなど。

c. 犯罪行為

身体的苦痛を与える違法行為には、連邦法や州法で定められた身体的虐待や違法行為(児童虐待、育児放棄、暴行など)に該当する行為が含まれる。

d. 例外

専門的に認められたコーチング法によるスキル強化、身体調整、チーム育成、適切な規律、選手のパフォーマンス強化は、身体的苦痛を与える違法行為とはみなされない。例えば、殴る、打つ、蹴るは格闘技で用いられる規律正しい技であるが、水泳競技では捉え方が異なってくる。また、競技の一部として合理的に認め

られる行為や、参加者による参加の一部として合理的に認められる行為も、身体的苦痛を与える違法行為とはみなされない。

3. いじめ

いじめとは、(a)攻撃的で、(b)未成年をターゲットにして、(c)未成年を精神的、身体的、または性的に苦痛を与える、支配する、または貶めることを意図しているか、そうなる可能性の高い継続的または深刻な行為を言う。成人に対するいじめに類した行為は、しごきやハラスメントのように、別形態の違法行為として捉える。いじめの例としては以下の継続的または深刻な行為が挙げられるが、これらに限定されない。

a. 身体的ないじめ

相手を殴る、押す、打つ、殴打する、噛みつく、強打する、蹴る、絞めつける、平手打ちする、唾を吐く、物体(スポーツ用具など)を投げつけるなど。

b. 言葉によるいじめ

嘲る、愚弄する、中傷する、威嚇する、脅迫などを行って、相手に危害を加える。

c. 社会的孤立化(ネットいじめを含む)

相手について噂を流したり嘘を言ったりすることによって相手の評判を貶める、電子的手段、ソーシャルメディア、その他のテクノロジーを用いて相手に苦悩、恐怖、威嚇、または屈辱を

感じさせる、社会的に相手を孤立させ、周囲の者にも同じようにするよう命じるなど

d. 性的ないじめ

性的な意味合いを持つ嘲りや愚弄、または性別や性的指向(実際そうである場合とそう思われている場合)、性的特質や振る舞いに基づく嘲りや愚弄、あるいは性的魅力に関連して外見や振る舞いをからかうなど。

e. 犯罪行為

いじめ行為には、連邦法や州法で定められているいじめ行為も含まれる。

f. 例外

単に無礼な行為(相手を傷つける不注意な言動)、意地悪な行為(相手を傷つけることを意図している言動だが行動パターンとはなっていないもの)、あるいは考え方や見解が異なる個人間の衝突または諍いから生じる行動は、いじめ行為とはみなされない。また、専門的に認められたコーチング法によるスキル強化、身体調整、チーム育成、適切な規律、選手のパフォーマンス強化も、いじめ行為とはみなされない。

4. しごき

グループ、チーム、または団体に参加する条件、あるいはこれらによって社会的に受け入れられる条件として、身体的、精神的、感情的、または心

理的に、相手を危険に晒す、虐待する、屈辱を与える、体面を傷つける、または威嚇するような行為を言う。しごきの相手から同意を得ていることは、たとえその相手が自ら進んで協力または参加していると考えられている場合でも、抗弁にならない。

しごきの例としては以下の行為が挙げられる。

a. 接触による行為

相手を縛る、紐でくるなどの身体的な拘束や、殴る、叩くなどの身体的暴行

b. 非接触による行為

アルコール、違法ドラッグ、その他の物質の摂取(一気飲みや酒合戦への参加も含む)を要求または強要する、個人的な隷属、違法または嘲笑を買う社会的行為(不適切または挑発的な衣服を身に着けるなど)や公然陳列(人前で裸になるなど)を要求する、納得のいく建設的なトレーニングの目的もなしにチームの中で特定の者のみに過度のトレーニングを課す、十分な睡眠をとらせない、不要なスケジュールの乱れ、飲料水や食物をとりあげる、個人の衛生状態を制限するなど。

c. 性的行為

性的な意味合いを持つ実際の行為または疑似行為

d. 犯罪行為

適用される連邦法や州法に定められている「しごき」に該当する行為

e. 例外

単に無礼な行為(相手を傷つける不注意な言動)、意地悪な行為(相手を傷つけることを意図している言動だが行動パターンとはなっていないもの)、あるいは考え方や見解が異なる個人間の衝突または諍いから生じる行動は、しごきとはみなされない。また、専門的に認められたコーチング法によるスキル強化、身体調整、チーム育成、適切な規律、選手のパフォーマンス強化も、しごきとはみなされない。

5. ハラスメント

ハラスメントとは、(a)恐怖、屈辱、不快感を引き起こす、(b)相手の感情を害するか体面を貶める、(c)敵対的な環境(上記で説明)を生じさせる、あるいは(d)年齢、人種、民族的出自、文化、宗教、国籍、または精神的／身体的障害に基づき、個人やグループに対して差別的偏見による支配、優越性、または権力を確立しようとする試み、あるいは(e)連邦法や州法で定められているハラスメントに該当する連続的または深刻な行為を言う。ハラスメントであるかどうかは、行為の性質、頻度、深刻度、場所、事情、期間など、状況全体を考慮して判断される。

単に無礼な行為(相手を傷つける不注意な言動)、意地悪な行為(相手を傷つけることを意図している言動だが行動パターンとはなっていないもの)、

あるいは考え方や見解が異なる個人間の衝突または諍いから生じる行動は、ハラスメントとはみなされない。また、専門的に認められたコーチング法によるスキル強化、身体調整、チーム育成、適切な規律、選手のパフォーマンス強化も、ハラスメントとはみなされない。

E. 違法行為の幫助

違法行為の幫助および教唆は、ある者が意図的に以下の行為を行ったときに生じる。

1. 参加者が禁止行為を行うことを支援、援助、促進、奨励、または推奨すること。
2. 当センターによって資格停止または参加資格の喪失を受けた者が、NGB、LAO、USOPC、またはオリンピック・パラリンピック・ムーブメントと提携している団体または提携先として振る舞っている団体と何らかの形で関係を持つか、当該団体に雇用されることを容認すること。
3. 当センターによって資格停止または参加資格の喪失を受けた者が参加者をコーチまたは指導することを容認すること。
4. 当センターによって資格停止または参加資格の喪失を受けた者が、NGB、LAO、USOPC、またはオリンピック・パラリンピック・ムーブメントと提携しているか提携先として振る舞っている施設、団体、またはその関連事業体の持分を保有するのを容認すること。

と。

5. 当センターによって資格停止または参加資格の喪失を受けた選手にコーチング関連の助言やサービスを提供すること。
6. いずれかの者が、当センターによって科せられた資格停止の条件やその他の制裁の条件に違反するのを容認すること。

また、参加者が自分のために違法行為の幫助を誰かに行わせた場合、または参加者(未成年の参加者を含む)の保護者、家族、またはアドバイザーが違法行為の幫助を行った場合でも、当該参加者は本規程に違反したとみなされる。

F. 報告関連の違法行為

1. 報告の不履行

違法な性行為や児童虐待またはその疑いについて当センターおよび法執行機関(該当する場合)に報告を怠った成人参加者は、当センターの解決手続きに基づく懲戒処分の対象となり、さらには連邦／州法に基づく罰金が科せられる可能性がある。

- a. この報告義務は、係争中の参加者の告発や逮捕を報告する義務よりも広義に解釈され、違法な性行為または児童虐待とみなされる行為は全て当センターに報告することが求められている。

る。当センターへの報告義務は継続的なものであり、初回報告を行っただけでは十分とみなされない。この報告義務には、成人参加者が気付いた全ての情報(証人、第三者報告者、申立人の名前を含む)を適時に報告することが含まれる。

- b. さらに、報告時点で入手している潜在申立人の個人識別情報を報告する義務や、後から入手した識別情報を適時に追加報告する義務も含まれる。
- c. 参加者は、違法な性行為や児童虐待に関する申し立てについて調査を行ったり、その信頼性や有効性を評価しようと試みたりしてはならない。誠意をもって報告を行う参加者が報告内容の真実性について事前に証明する必要はない。

2. 意図的な虚偽の申し立て

違法行為に加え、参加者が禁止行為を犯しているとの虚偽の申し立てを故意に行うことも、州の刑法や民事名誉毀損法に違反することになる場合がある。当センターが管轄権を行使する問題について意図的に虚偽の申し立てを行う参加者は、当センターの懲戒処分の対象となるものとする。

- a. 報告した事象が実際には発生しておらず、報告を行った者もその事象が発生していないことを知っていた場合、申し立ては虚偽となる。

- b. 虚偽の申し立ては、確証のない申し立てとは異なる。確証のない申し立てとは、申し立てが真実または虚偽であることを判断するための十分な証拠がないことを意味する。違法行為が実証できない場合、確証のない申し立てはそれ自体が本規程の違反の根拠とはならない。

G. 当センターの手続きに関する違法行為

下記に記載する行為は禁止行為とみなされ、制裁を科せられる可能性がある。また、参加者が自分のために下記の禁止行為のいずれかを他者に行わせた場合、例えば参加者のアドバイザーや未成年参加者の保護者／家族が行った場合でも、当該参加者は本規程に違反したとみなされる。その場合、参加者と参加者の代理で行動した者も参加者とみなされ、これらの者は制裁を科せられる可能性がある。

1. 訴権の濫用

参加者または参加者の代理で行動する者が、次のいずれかの方法により、当センターの手続きを直接または間接的に濫用または干渉した場合、本規程に違反したとみなされる。(a)情報、解決手続き、結果の改ざん、歪曲、または虚偽表示、(b)情報の破棄または隠蔽、(c)個人による当センターの手続きの適正な参加または使用を阻止する試み、(d)訴訟手続きの期間中またはその前後(仲

裁人による審査期間中およびその前後を含む)に当センターの手続きに関与する者に対して行うハラスメントや脅迫(言葉によるものや身体的なものを含む)、(e)申立人の個人識別情報の公表、³(f)暫定措置や制裁措置の不遵守、(g)本規程の方針や手続きの一環である調査や仲裁において作成された文書や提出された文書の流布または公表(ただし、法律で義務付けられている場合や当センターが明示的に許可している場合を除く)、(h)他の者に訴権の濫用を行わせようと圧力をかける、またはその試み、(i)他の個人に当センターの必修トレーニングのいずれかを受講させ、または修了させること。

H. 報復行為

参加者、参加者の代理を務める者、NGB、LAO、USOPC、および当センターの管轄下にある団体による報復行為およびその試みは禁止する。

報復行為とは、禁止行為の申し立てに関連する個人に対するあらゆる有害行為、または当該行為を行う旨の脅しをいう。

有害行為には、脅迫、威嚇、ハラスメント、強要、その他禁止行為の報告、または何らかの報告もしく

³「2017年の若者の性虐待被害防止及びセーフスポーツ認可法」では、「[申立人]の個人情報と安全を保護する」ことを当センターに義務付けている。ただし、申立人は自分の識別情報を公表することを選択することにより、随時本

規定の権利を放棄することができる。

は調査手続きに関する活動への参加を一般人に断念させる可能性のある行為または行動を含むが、これらに限定されない。

報復行為は、個人の報告、または当センターもしくはその他当センターの管轄権下にある関連団体による手続きへの参加の前後または最中を含め、いつでも起こる可能性がある。

報復行為は暴力によらずに行われることもある。本規程の違反を報告した結果、誠意をもって合法的に措置を講じる場合は報復行為とみなされない。

I. その他の不適切な行為

1. 親密な関係

成人参加者が権力の不均衡のある親密な関係または恋愛関係を持つ場合、本規程に違反したとみなされる。

親密な関係または恋愛関係は、家族関係を別として、密接な個人的関係であり、競技上の関係とは別個の独立した関係である。親密な関係であるかどうかは状況全体を考慮して判断される。その要因としては、競技上の関係の範囲外または無関係である(電子的手段または対面による)定期的な接触や交流、両当事者の感情的なつながり、贈答品の交換、継続的な身体的／性的な接触また

は性行為、カップルとしての認識、機微な個人情報共有、競技上の関係から離れた互いの私生活に関する詳しい知識などが挙げられる。

2. 未成年を性的なコンテンツ／画像に晒すこと

成人参加者が意図的に未成年を性的な意味合いを持つコンテンツや画像に晒した場合、本規程の違反とみなされる。このようなコンテンツの例として、ポルノ、性的な発言、性的なジェスチャー、性的な場面が挙げられるが、これらに限定されない。

同様の行為が成人同士で行われる場合は、本規程に定義する性的ハラスメントに該当する可能性がある。

3. 秘められた部分の意図的な露出

成人参加者が成人(権力の不均衡が存在する場合)または未成年に対して意図的に胸、尻、股間、または性器を露出するか、他の者にそうするよう誘導した場合、本規程の違反とみなされる。

4. 不適切な身体的接触

成人参加者が他の参加者(権力の不均衡が存在する場合)に対して不適切な身体的接触を行った場合、本規程の違反とみなされる。不適切な接触の例としては、意図的に以下の行為を行うことが挙げられるが、これらに限定されない。

- i. 参加者の尻や性器に触れる、平手で叩く、または接触する
- ii. 過度に参加者に触れるか抱きしめる
- iii. 参加者にキスする

5. 意図的な容認

参加者が何らかの形態の禁止された違法行為を意図的に容認することは、当該参加者と禁止行為対象者との間には権力の不均衡が存在する場合に、本規程の違反とみなされる。

J. 未成年選手虐待防止方針／未然防止方針の違反

参加者が未成年選手虐待防止方針およびNGB、LAO、USOPCが採用している未然防止方針のいずれかに違反した場合、本規程の違反とみなされる。未然防止方針では、職業上の境界基準を定め、不適切に見える行動を最低限にとどめ、境界違反を防止し、グルーミングを禁じている。⁴また、特定の競技、事情、法体系、または関係当事者に合わせて、宿泊規則（特定の状況において関係のない成人参加者と未成年が同じ部屋に寝ることを防止する）、マッサージ、ソーシャルメディア、電子的コミュニケーション、写真、ロッカールーム、1対1のミーティング、贈り物について定めている場合もある。

⁴「グルーミング」とは、違法な性行為を目的とした一連の行動または特定パターンの行動を意味する。グルーミングは警戒心や人生経験の少ない未成年がターゲットとなる。加害者は、目的の未成年を見つけた後、その未成年と信頼関係を築く。場合によっては未成年の家族の信頼を得ることもある。加害者が未成年と不適切

X. 報告

A. 一般的義務

1. 成人参加者は、本規程、州法および連邦法に基づく自身の報告義務に熟知してはならない。報告義務に関する知識の欠如は、抗弁とはならない。
2. 本規程のいずれの定めも、児童虐待などの違法行為の被害者に自主的な報告を求めるものではない。
3. いずれの者も、当センターや適切な当局に報告する条件として、児童虐待などの禁止行為の疑惑や申し立てについて調査を行ってみたり、申し立ての信頼性や有効性を評価しようと試みたりしてはならない。
4. 本条に基づく報告義務は各成人参加者の個人的義務を表す。成人参加者が監督者または管理者に報告した場合でも、本条に規定された報告義務の履行は免除されない。成人参加者は、他の誰かが既に報告したと確信している場合でも報告しなくてはならない。
5. 成人参加者は、自身の団体が課すその他すべての報告義務に従わなくてはならない。

な性行為を行った後は、未成年を支配し続けようとする。グルーミングは直接的または個人的な接触やオンライン上の接触を介して生じる。

6. 当センターへの報告は、以下の要領で行うことができる。
 - a. 米国SafeSportセンターのオンライン報告フォームについては、次のリンクを参照されたい。
www.uscenterforsafesport.org/report-a-concern
 - b. 電話による報告は 720-531-0340(受付時間:月～金午前9時～午後5時(山岳時間))または無料通話 1-833-5US-SAFE(受付時間:24時間年中無休)で可能。

B. 児童虐待(性的な児童虐待を含む)に関する報告義務

1. 成人参加者は、虐待(性的虐待を含む)を受けている児童について情報を入手するか、合理的に疑いを持った場合、直ちに以下を行わなければならない。
 - a. 法執行機関に報告する。⁵かつ、
 - b. 米国 SafeSport センターに報告する。かつ、
 - c. 州法の下で適用されるその他の報告義務に従う。⁶
2. 当センターへの報告のみでは不十分である。当センター、法執行機関の双方に報告し、かつ、適用されるその他の州法または連邦法を遵守しなければならない。

3. 児童虐待には、申し立てられた事件が発生した時点では未成年者であったものの、現在では成人になっている犠牲者が関与する場合も含まれる。

C. 違法な性行為に関する報告義務

1. 成人参加者は、違法な性行為の発生について情報を入手するか、合理的に疑いを持った場合、直ちに当センターに直接報告しなくてはならない。
2. この報告義務は、違法な性行為の被害者である疑いのある者が成人であるか未成年者であるかにかかわらず適用される。
3. 違法な性行為に未成年者が関与する場合は、上記セクションX.Bに従い児童虐待として報告されなくてはならない。

D. 成人参加者が当センターへの報告義務を負うその他の違法行為

1. 違法な性行為もしくは未成年が関与する違法行為に関する刑事告発または刑事処分。
2. 当センターの手続きに関連する違法行為。これには、以下が疑われる事件を含む。
 - a. 違法行為の幫助
 - b. 訴権の濫用

⁵ 1990年児童虐待被害者法第226条(合衆国法典第34編第20341条)に定める連邦規則に基づき、司法長官によって指名を受けている機関。

⁶ 各州の報告義務に関する情報は、以下のサイトで閲覧可能。
<https://www.childwelfare.gov/topics/responding/reporting>

3. 報復行為

E. 精神的／身体的苦痛を与える違法行為および未然防止方針

1. 成人参加者は、本規程に基づき禁じられている精神的／身体的苦痛を与える違法行為(いじめ、ストーキング、しごき、およびハラスメントを含む)の発生について情報を入手するか、合理的に疑いを持った場合、自身が加盟している団体(USOPC、NGBまたはLAO)に報告しなくてはならない。
2. 成人参加者は、未成年選手虐待防止方針、その他未然防止方針の違反について情報を入手するか、合理的に疑いを持った場合、自身が加盟している団体(USOPC、NGBまたはLAO)に報告しなくてはならない。
3. 成人参加者は、USOPC、NGB、またはLAOへの報告に代えて、当センターへの報告をもってセクションX.Eの報告義務を全うすることができるものとする。

F. 匿名による報告

当センターに対する報告は匿名で行うことができる。匿名とは、当センターが報告者の個人識別情報を知ることはないという意味であり、報告された情報が秘密に保たれるという意味ではない。

ただし、匿名による報告の場合、当センターが報告内容を調査し、対応することには限界がある。また、成人

参加者が匿名で報告する場合、当センターは法律上義務付けられている報告も行ったかどうかを検証することができない。

したがって、当センターは、成人参加者が報告する際には名前と連絡先情報を提供するように強く推奨する。

G. 第三者報告者の秘密保持

当センターは、事件の調査または解決のために必要となる場合を別として、第三者報告者の個人識別情報を開示することはない。

H. 申立人の報告の選択肢

申立人は、本規程の手続きに基づき当センターに報告して解決を求めるか、法執行機関に報告して民事上または行政上の救済手段を求めるかを選ぶことができる。申立人は一度に一つの選択肢、複数の選択肢、または全ての選択肢を追求することができる。

申立人は、本規程の手続きに従って報告を行うことに加えて、または報告を行う代わりに、刑事訴訟を望む場合、法執行機関か弁護士に直接問い合わせるものとする。

XI. 解決手続き

A. 手続きの開始

当センターは、自身の専属的権限の対象となる申し立

ての報告を受けた場合、あるいは自身の裁量的権限の対象となる申し立てに関して管轄権を受け入れた場合、関連のNGBまたはUSOPCに通知し、予備審問を行い、必要であれば参加者の本規程違反について判断するための調査を実施する。

B. 実体的法規範と手続き規則

申し立ての対象となる参加者の行為が本規程の発効日以前に発生した場合、当センターは禁止行為に相当する行為が発生した時点で有効となっている別の実体的法規範を適用することができる。これには、その当時に有効であった刑法や、米国SafeSportセンター、NGB、LAO、またはUSOPCが従前に公表した規範が含まれる。ただし、いずれの場合においても、こうした解決手続きは、いつ禁止行為が発生したかに関わらず、調査および問題解決に用いるものとする。

C. 証明度

当センターは、「証拠の優越」原則に基づき、参加者の本規程違反について判断するために十分な証拠を収集する責任を負う。「証拠の優越」原則とは、「優越的蓋然性(どちらかというもあり得る)」を意味する。

D. 訴訟の併合

複数の申立人または被申立人が関与する訴訟は、当センターの裁量により、単一の訴訟に併合することができる。

E. 関連の手続き

1. 刑事／民事訴訟手続の影響

刑法の違反を認定する基準は本規程の違反を認定する基準とは異なるため、刑事訴訟手続きで刑事処分なしに解決した場合でも、本規程の違反が発生したかどうかを判断する決定要因とはならない(ただし関係している可能性はある)。たとえ被申立人が本規程の違反となるような行為で告発、告訴、または有罪判決を受けなかったとしても、あるいは刑事告発で無罪判決を受けるか司法当局が起訴を却下したとしても、当該行為が本規程の違反となる可能性がある。

刑事告発および刑事処分に関連している本規程の適用を別として、当センターによる解決は、(a) 同じ事件／行為が民事事件または刑事告発として提訴されている、(b) 刑事告発が棄却または軽減されている、あるいは(c) 民事訴訟が解決または棄却されているからといって妨げられるものではない。

2. 他の法的救済手段を求める権利の非放棄

当センターの手続きに参加することで、当該申し立てに関して他の政府機関、法執行機関、または裁判所に対して告発または請求を行う個人の権利は拡大適用されず、制限されることもない。このことは、当センターに対する訴訟を行う権利を創出／付与することは意図しておらず、また「2017年の若者の性虐待被害防止及びセーフスポーツ認可法」また

はその他の法理論に基づき当センター、USOPC、NGB、その他の関連当事者や事業体が有する免責の権利(もしあれば)を放棄するものでもない。

F. 法執行機関との連携

当センターは、独自で調査を行っている法執行機関に対し、当センターも調査を行っていることを通知して、犯罪捜査の状況を確認することができる。また、当センターの調査に対して法執行機関が収集した情報をどの程度利用できるか判断するために問い合わせることもできる。当センターは、法執行機関の要請があれば、一時的に調査を遅らせ、外部の法執行機関が証拠を収集できるようにし、当該法執行機関から犯罪捜査における証拠収集段階が完了したとの通知を受け取った後で、自身の調査を再開する。当センターはさらに、収集した事件の情報、文書、証拠の一部または全てを法執行機関に提供することもできる。

G. 出訴期限その他の時間的制約

当センターは競技に参加する参加者の適切性を審査する。現在の適切性は過去の行為によって判断されるため、関連の行為が発生した時期を問わず、刑事、民事、または規則関連の出訴期限やその他の時間の制約によって、当センターが関連の行為を調査、審査、検討、解決することを妨げられることはない。

H. 解決の方法

1. 手続きの終了

当センターは、自己の裁量により、手続き上問題を終了することができる。終了する理由としては、十分な証拠が集まらなかった場合や、申立人が解決手続きに参加しないことを選択した場合が挙げられ、また、当センターが決定したほかの要因に基づくこともある。当センターは、新たな情報や証拠を受け取った場合、あるいは状況が変化した場合、事件の調査を再開することができる。

2. 非公式の解決

被申立人は、問題が終結する前にいつでも、方針違反の責任を認めることによって禁止行為の申し立てを解決する選択を行うことができる。参加者がこのように選択することで非公式に問題を解決する機会が提供されることになり、当センターは適切な制裁措置を決定する。非公式の問題解決は示談とは異なるが、最終的かつ法的拘束力を持つ処分を構成するものである。非公式の解決による結果と制裁措置は当センターによって公表される場合がある。

3. 公式の解決

公式の解決は、当センターが調査を完了し、決定を下す時点で発生する。被申立人は、何らかの違反が見つかった場合、当センターの決定に対する審問を要求することができる。

I. 参加

1. 仲裁の当事者

調査・仲裁の当事者は当センターおよび被申立人である。申立人と被申立人は調査の進行中に情報や適切な証拠を提出し、関連の情報を持っていると思われる証人を特定し、調査員が申立人、被申立人、または証人に対して行うべき質問を提出する機会が与えられる。

申立人および被申立人のいずれにも、本規程の手続きにおける調査や何らかの形態の解決に参加することは義務付けられていないが、当センターが本規程の違反について判断を下すために必要な全ての関連する情報と証拠を確実に集めるためには、解決手続きにおける両当事者の全面的な協力と参加が重要となる。申立人または被申立人が調査への協力や参加を拒否した場合、当センターは入手可能な証拠に基づいて決定を下すか、自己の裁量により手続きの中止を選択することができる。

- a. 申立人が調査や審問に参加することを拒否するか参加できない場合、当センターが申し立てを解決する能力は限られることになる。その場合、当センターは、申立人が調査や解決手続きに参加しなくても可能な範囲で報告内容を調べることができる(記録、裏付けとなるその

他の証人の報告、物的証拠など、他に禁止行為の適切な証拠がある場合)。ただし、そのような証拠を入手しても、当センターは限定的かつ一般的な方法により報告に対応するしかない場合もある。

- b. 被申立人が調査の進行中(決定が下される前)に自身が入手可能な情報や証拠(供述証拠を含む)を調査員に提出しなかった場合、このような情報や証拠は本規程の違反を判断する際に考慮されないものとする。

2. アドバイザー

申立人および被申立人は、解決手続きにおいて、各々のアドバイザーを選び、相談する権利を有する。アドバイザーには、弁護士を含め、いかなる者を選んでもかまわない。ただし、調査や審問に関与する当事者および証人、並びにUSOPC、NGB、LAO、当センターの従業員、経営幹部、弁護士はアドバイザーの役割を務めることはできない。⁷申立人および被申立人は、本規程の手続きにおける報告の調査、審問、および解決に関連するミーティングや手続きに各々のアドバイザーを伴うことができる。アドバイザーはミーティングや手続きにおいて各当事者に支援や助言を提供することができるが、申立人または被申立人の代わりに発言することはできない。また、本規程に定めている場合を別とし

⁷ 本規定はUSOPCのアスリート・オンブズマン・オフィスによる法定機能の遂行を妨げるものではなく、当センターのリソース&プロセス・アドバイザーを予定しているもので

もない。

て、上記のミーティングや手続きに参加してもならない。

3. 証人

証人となった参加者には、当センターの調査および関連の手続きすべてに参加し、協力することが求められている。対面、宣誓供述書または供述書によるかにかかわらず、仲裁で供述証拠を提供する可能性のある証人は、要請を受け次第、審問前の適切な時期に当センターのインタビューを受けることに同意しなくてはならない。

4. 申立人による匿名の要望

申立人は、個人識別情報を被申立人と共有しないように要求することができる。当センターは可能な限り申立人の要望に対応し、また同時に、申立人とスポーツコミュニティの健全性と安全性を守ることも努める。ただし、当センターは、申立人が匿名を要望した場合、事件の調査や解決を進めることができなくなる可能性がある。

5. 個人情報保護

当センターは、報告された申し立ての調査および解決に関与する全ての者の個人情報を保護することを確約する。本規程の手続きに従って行われた報告に関し、当センターは、自己の裁量により、当センターの手続きに関与する者の個人情報を保護するために適切な努力を払うものとする。また、

同時に、報告を審査するために情報を収集する必要性と、禁止行為を撲滅する対策を講じる必要性との均衡を維持する。

情報は、当センターのスタッフ、弁護士、証人、および両当事者の間で必要に応じて共有する。また、当センターは、NGBまたはUSOPCに対し、(a)いずれかの団体に所属している参加者が関与している申し立て、(b)当センターが実施する暫定措置、(c)手続きの進捗状況、および(d)制裁措置について通知する必要がある。

親／保護者への通知

当センターは、申立人の保護者に対し、健康や安全に関するリスクを通知する権利を留保する。

J. 被申立人の手続き上の権利

被申立人には連邦法に基づき一定の手続き上の権利が与えられている（合衆国法典第36編第220541(a)(1)(H)条）。調査、制裁措置、その他の懲戒処分などの、被申立人に対する措置に関し、当センターは以下を含む適正な手続きを提供しなくてはならない。

1. 被申立人に対する申し立てに関する書面通知
2. 弁護士や他のアドバイザーに代弁される権利
3. 調査中に主張を述べる機会
4. 違反が認定された場合、当センターによる理由を付した書面による決定

5. 当センターから科せられた暫定措置や制裁措置について仲裁で異議を申し立てる権利

連邦法では、当センターが仲裁の機会を提供する前に暫定措置や制裁措置の決定を下すことが認められている（合衆国法典第36編第220541(a)(2)(A)条）。

K. 記録

当センターが承認し、実施する場合を別として、インタビュー中またはミーティング中に録音や撮影を一切行ってはならない。

L. 事前／事後の行為

被申立人の事前または事後の行為は、パターン、知識、意図、動機、または錯誤の不存在を判断するなど、何らかの目的で考慮される場合がある。例えば、被申立人による禁止行為パターンがあるという証拠は、当該事件の前後のどちらであれ、過去に本規程違反の認定があったかどうかを問わず、調査中の行為の責任について判断するために関係があるとみなされる場合がある。パターンという証拠の関連性は、事前または事後の行為が調査中の行為に著しく似ているかどうか、あるいは類似の禁止行為のパターンを示唆しているかどうかに基づき判断される。

申立人の性的行為または性的傾向に関する証拠は決定を下す際に考慮されず、仲裁においても証拠として認められることはない。ただし、当センターまたは仲裁人が、このような証拠を使用または承認すること

によって得られる証明力が、以下のリスクを著しく上回ると判断した場合を別とする。

- (i) 被害者とされている者が何らかの害を被るリスク
- (ii) いずれかの当事者が不当な偏見を受けるリスク

M. 関連性

当センターは、自己の裁量により、提示された証拠の関連性を判断することができる。一般に、ある者の性格特性に対する世間の評判について述べた意見書は、直接の観察や事実から適切に推察したものに比べ、考慮される可能性が低い。

N. 調査報告書

調査の結果、調査員が認定した事実を記載した最終的な調査報告書が作成される。この報告書は決定が下された後で申立人と被申立人との間で共有される。調査報告書およびその添付資料は秘密として取り扱われる。

O. 決定

当センターは、「証拠の優越」原則に基づき、被申立人が本規程に違反したことを裏付ける十分な情報があるかどうかを判断する。被申立人が本規程に違反したことが認定される場合、当該違反を指摘する決定が下さ

れ、適切な制裁措置が科せられる。申立人および被申立人は決定について知らされる。この決定通知は、決定および調査報告書に記載する根拠に裏付けられたとして、本規程の違反について、並びに被申立人に科せられる制裁措置(該当する場合)およびその根拠について述べるものである。決定通知の内容は秘密として取り扱うものとする。ただし、決定に反映されている訴訟結果(違反が認定されたかどうか、問題となった違法行為の性質、科せられる制裁措置など)は秘密として取り扱わない。

P. 制裁停止の要請

当センターはいつでも自己の判断により、または被申立人の要請により、制裁措置を停止することができる。制裁を停止するかどうかは当センターの単独の裁量によって決めるものであり、再検討を必要としない。

Q. 仲裁審問の要請

決定が下された後、被申立人は仲裁人による審問を要請するために10日間が与えられる。被申立人が10日以内にこの要請を行わなかった場合、本規程で許可されている場合を別として、決定は以降、再審査の対象とはならない。被申立人が当センターに対して仲裁要請の期限を延長するよう適時に要求した場合には、当センターは自己の裁量によりこのような要求を認めることができる。

R. 再審査

前回入手できなかった新たな証拠や状況の変化が浮上し、これらが当初の調査結果や制裁措置に著しく影響を及ぼす場合、当センターはいつでも、自己の裁量により、または申立人や被申立人の要請を受け次第、事件の審査を再開することができる。事件の審査を再開するかどうかは当センターの単独の裁量によって決めるものであり、再検討を必要としない。

S. 機密性 — 文書の公開/使用

当センターの決定書、調査報告書、その他の作業成果物は、合衆国法典第36編第220541(f)(4)(C)条に基づき、秘密として取り扱われるものとする。次に述べる応答・解決手続きに関連する文書や証拠は秘密として取り扱い、法律で開示が義務付けられている場合や当センターが承認する場合を除き、訴訟手続き以外に開示してはならない。決定通知、調査報告書およびその添付資料または証拠(申立人、被申立人、証人のインタビュー文書を含む)、調査の一環として作成された録音物または録音内容を書き起こした記録、仲裁人が提出または作成した全ての文書・証拠(審問を書き起こした記録を含む)。本規定の違反は、関与当事者のアドバイザーによるものでも、訴権の濫用とみなされる可能性がある。

物理的文書は必ず秘密として取り扱うものとする一方で、関連のNGB、USOPC、またはその関連団体は、訴

訟結果が適切に発効され、把握されるようにするため、知る必要のある当事者や団体に訴訟結果(決定の要旨を含む)を開示することができる。

さらに、「訴権の濫用」条項(申立人の個人情報開示の禁止を含む)を条件として、当センターは、申立人や被申立人が事件、当センターの手続きへの参加、または同手続きの結果について話し合う権利を制限しないものとする。

いずれかの者または事業体が手続き、事実、または訴訟の結果について虚偽表示を行った場合、当センターはこれを公の場で是正する権利を留保する。

XII. 暫定措置

A. 当センターが命じる場合

1. 時期

当センターはいつでも暫定措置を実施することができる。別段の旨が定められている場合を除き、暫定措置は通知された時点で有効となり、当センターが明示的に撤回するまで有効性を失わない。

2. 決定基準

当センターは、暫定措置を実施する際に、(i)暫定措置は事件の申し立て、事実、状況の重大性に基づき妥当に適切なものであるか、(ii)暫定措置

は申立人、その他の選手、またはスポーツコミュニティの安全や健全性を維持するために妥当に適切なものであるか、あるいは、(iii)被申立人に対する申し立ては十分に深刻なものであり、被申立人が引き続き競技に参加することは競技およびその参加者らの最善の利益を損なうものであるかについて審査する。

申し立てが性的な児童虐待に関するものである場合、この申立の経過年数はこの決定に関連しない。

3. 救済手段

暫定措置の例を挙げると、トレーニングスケジュールの変更、付添人の提供または要請、接触の制限、1対1の交流の禁止、一部または全ての競技活動への参加停止などが挙げられるが、これらに限定されない。監視や付添人という対策が必要となる場合、被申立人は調査が完了するまで引き続き参加が許可される条件として、こうした人物の特定、手配、または費用の一部または全ての支払いを要請される可能性がある。

4. 仲裁人による審査

いずれの場合にも、暫定措置が参加の機会に著しく影響を及ぼす場合(資格停止など)、参加者は仲裁規則第40条に基づき仲裁を要請することにより、そのような措置に異議を申し立てることができる。

5. 変更

当センターはいつでも暫定措置を変更することができる。

6. 暫定措置の不遵守

暫定措置を遵守しない場合、本規程の違反とみなされる。

B. USOPC、NGB、またはLAOが命じる場合

当センターによる、管轄権行使の通知の発行をもって、USOPC、NGB、またはLAOが従前に実施した暫定措置を自動的かつ速やかに当センターによるものとして導入する。このような暫定措置は米国内の全てのオリンピック競技、パラリンピック競技、パンアメリカン競技、およびパラパンアメリカン競技において有効となり、当センターが変更するまで有効性を失わない。

XIII. 制裁措置

解決手続きにおいて、参加者が本規程に違反したことを裏付ける十分な証拠が提示された場合、当センターは当該参加者が競技に参加できるかどうか、参加するとしたらどの程度までとするかを判断し、単一または複数の制裁措置を科すことができる。同一の方針違反を構成する複数の事件が、事件ごとに異なる様々な悪化要因や緩和要因が存在する著しく異なる状況下で発生する場合がある。

A. 制裁措置

以下に挙げる制裁措置は単一で科せられるだけでなく、複数を組み合わせて科せられることもある：

- **警告状**
書面による正式な警告状で、参加者が本規程に違反したこと、他にも違反を犯している場合には、厳しい制裁措置が科せられることを警告するもの。
- **観察期間**
観察期間中に本規程の違反がさらに露呈した場合、資格停止や恒久的な参加資格の喪失を含む、厳しい懲戒処分の対象となる。この制裁措置には特権の喪失やその他の条件、制限、要件が加えられる場合がある。
- **資格停止や参加資格の制限**
USOPC、NGB、LAO、またはこれらの管轄にある施設が出資、運営、または後援している何らかの資格、プログラム、活動、イベント、または競技において一定期間、資格停止となること。資格停止は、当センターの裁量により、参加の種類によって制限や停止、一部許可を設ける場合もある。

資格停止となった参加者は、資格停止の期日が経過した後は競技に戻ることができるが、元の状態に戻るには資格停止となった時点で指摘された特定の条件を満たすという制約や対価が課される場合もある。

- **参加資格の喪失**
USOPC、NGB、LAO、またはこれらの管轄にある施設が出資、運営、または後援している何らかの資格、プログラム、活動、イベント、または競技において、その後の通知を受けるまで参加資格を喪失すること。参加資格の喪失は被申立人が「刑事告発／処分」条項に違反して係争中の告発を受けている場合に決定されることが多い。
- **恒久的な参加資格の喪失**
USOPC、NGB、LAO、またはこれらの管轄にある施設が出資、運営、または後援している何らかの資格、プログラム、活動、イベント、または競技において、恒久的に参加資格を喪失すること。
- **その他の裁量的制裁**
当センターは、自己の裁量により、禁止行為に対してその他の制裁措置を科すことができる。その他の制裁の例として、特権喪失、接触禁止、教育プログラム等の修了要件など、必要または適切とみなされる制限や条件が挙げられるが、これらに限定されない。

B. 考慮される要因

適切な制裁措置を決定する際に考慮される主な要因を以下に挙げるが、これらに限定されない：

1. 被申立人の経歴
2. 不適切な行為や違法行為のパターン

3. 関与する者の年齢
4. 被申立人が継続的に他人の安全を脅かしているか、またはその恐れがあるか
5. 被申立人が自発的に違反を開示しているか、違法行為の責任を認めているか、当センターの手続きに協力しているか
6. 申立人、USOPC、NGB、LAO、またはスポーツコミュニティに対する事件の影響（実際の影響または認識されている影響）
7. 実証された事実や状況を考慮した上で、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントに引き続き参加することは適切か
8. その他の緩和要因および悪化要因

単一の要因でもそれが十分に深刻であれば、制裁措置を正当化するには十分となる場合がある。

C. 一般公開

当センターは、合衆国法典第36編 第220541(a)(1)(G)条に基づき、当センター、USOPC、NGB、またはLAOによって参加資格が制限されている参加者の検索が可能なデータベースを一般公開することが義務付けられている。

XIV. 仲裁規則

1. 本規則の適用

本規則は本規程から生じる仲裁案件に適用される。それ以外の仲裁規則を適用してはならない。各参加者は、当センターの管轄権の対象となるメンバーシップ、所属、参加、その他の活動において、当センターによる参加資格の決定または当センターの手続きに異議を申し立てる場合に、これを解決する唯一の排他的な方法として、本仲裁規則を遵守し、これに拘束されることに同意する。

2. 適用範囲

仲裁は、被申立人による本規程違反の有無および制裁措置の適切性に関する争いを解決するものである。

3. 仲裁人の資格要件

当センターの事件を担当する仲裁人のプールは SafeSport 仲裁人資格要件 (別紙2) を満たす米国市民で構成される (仲裁機関が決定)。当該プールの全ての仲裁人は特別なトレーニングを受ける。

4. 仲裁の当事者

仲裁の当事者は当センターと被申立人である。別段の定めがない限り、両当事者、当センター、被申立人、または申立人への言及は、未成年の親／保護者を含むものとする。

5. アドバイザー

申立人および被申立人のいずれも1名のアドバイザー

を採用することができる。アドバイザーの費用は各自で負担する。アドバイザーは必ずしも弁護士である必要はない。

被申立人のアドバイザー (該当する場合) は予備審問会に参加し、審問中は被申立人と相談することができる。また、手続き上の疑問を明確にし、冒頭陳述と最終陳述を被申立人の代わりに行い、証人尋問の間に被申立人と仲裁人に質問を提案することができる。両当事者による直接尋問が許可されている場合には、被申立人の代わりに証人に質問することもできる。

申立人または被申立人がアドバイザーを採用する場合には、審問予定日またはアドバイザーが最初に出席する手続きの日の24時間前までに、アドバイザーの名前と住所を当センターと仲裁機関に通知しなければならない。両当事者は、アドバイザーに何らかの変更があった場合、その都度仲裁機関に知らせる責任を負う。指定のアドバイザーに対して行われる通知は、助言を受ける者に対する通知とみなされる。

6. 秘密保持義務

仲裁 (全ての予備審問を含む) は、本規程に定める秘密保持条項および当センターが適用するその他の秘密保持方針の対象となる。

7. 仲裁の開始

当センターは、仲裁審理の要請を受けた後、被申立人と仲裁管理者に通知を送付し、仲裁が開始したこと

を知らせ、その後の通知を受け取るEメールアドレスの確認を求めるものとする。このような通知には、(i)提訴された違反、(ii)当センターが決定した制裁措置、(iii)情報受領者の秘密保持義務、(iv)秘密保持義務に違反した情報受領者は当センターの管轄権の対象となり、適切な手続きを経て本規程の違反者とみなされる旨を記載する。仲裁は、仲裁管理者が必要な手数料を受け取った時点で開始したものとみなされる。

8. 仲裁人の数

仲裁人の数は1名とする。

9. 仲裁人の指名 – 仲裁の本案

- a. 仲裁機関は、仲裁が開始された直後に、弁護士や引退した裁判官で構成される9名の仲裁人リストを被申立人と当センター宛に同時に送付する。両当事者は受け取ったリストから1名の仲裁人を合意の上で選ぶことが推奨される。合意の上で選んだ場合には、仲裁機関にその旨を報告する。
- b. 当センターと被申立人は、仲裁人リストを受け取ってから48時間以内に、各々2名までの仲裁人の名前をリストから除外し、そのリストを仲裁機関に返却する。いずれかの当事者が期限内に除外済みのリストを返却しない場合、当該当事者はリスト上の全ての者を受け入れたものとみなされる。一方当事者が除外した者の名前は他方当事者に開示されることはない。
- c. 仲裁機関は、両当事者が除外した後の残りのメン

バーの中から仲裁人として指名する者を1名選ぶ。何らかの理由により返却されたリストから仲裁人を指名することができない場合、仲裁機関は、当事者が除外した仲裁人を除く残りの弁護士または引退裁判官の中から指名する権力を有するものとする。

10. 仲裁人の指名通知

仲裁機関は、両当事者の指名によるものか仲裁機関の指名によるものかを問わず、指名された仲裁人に関する通知を本規則の写しと共に仲裁人に送付する。仲裁人は受諾書に署名して仲裁機関に提出する。

11. 管轄権および利益相反

a. 管轄権

仲裁人は仲裁機関の管轄権について判断を下す権力を有する。これには、仲裁合意の存在、範囲、または有効性に対する異議も含まれる。仲裁人の管轄権に対する異議は主張書面を用いて行うものとし、審問の開始時または開始前に決定されなくてはならない。

b. 利益相反

仲裁人として指名を受けた者は、公平性や独立性に影響を及ぼしかねない事情があれば、これを仲裁機関に開示しなくてはならない。このような事情として、仲裁の結果として生じる何らかのバイアスや金銭的／個人的利害、あるいは両当事者や

証人との現在または過去における関係などが挙げられる。

仲裁機関は潜在的な利益相反に関する情報を関連の当事者に、さらには必要に応じて仲裁人にも伝えるものとする。

いずれの当事者も、利益相反を理由として、仲裁人を引き続き採用することに反対する異議申立書を仲裁機関に提出することができる。仲裁機関は、異議申立書を受け取った後、当該仲裁人を失格とすべきかどうかを決定し、両当事者にその旨を通知する。このような決定は最終的なものとする。両当事者は失格の対象となった指名仲裁人を失格としないことに書面により合意することができる。

c. 利害関係のある仲裁人の交替

仲裁機関は、選任した仲裁人がいずれかの当事者と利害関係にあると判断したものの、当該当事者が利害関係を放棄することに合意しない場合には、両当事者が除外しなかった残りの弁護士または引退裁判官から代替の仲裁人を選ぶものとする。リストの中から仲裁人を指名することができない場合、仲裁機関は、新たなリストを提供することなく、当事者が除外した仲裁人を除く残りの弁護士または引退裁判官の中から指名する権力を有するものとする。

12. 欠員

指名を受けた仲裁人が担当の事件を審理することが

できなくなった場合、仲裁機関は両当事者が除外しなかった残りの弁護士または引退裁判官から代替の仲裁人を選ぶものとする。リストの中から仲裁人を指名することができない場合、仲裁機関は、新たなリストを提供することなく、当事者が除外した仲裁人を除く残りの弁護士または引退裁判官の中から指名する権力を有するものとする。

13. 仲裁人への提出物および伝達事項

本規則に別段の定めがある場合を別として、いずれの当事者も仲裁人または仲裁人候補と仲裁に関して一方的に情報伝達を行ってはならない。いずれかの当事者が仲裁機関または仲裁人に提出した文書(仲裁人除外リストおよび一方的に提出された証人質問リスト(該当する場合)を除く)は、他方当事者または仲裁当事者にも同時に提供されるものとする。

14. 制裁および刑事告発／処分に関する審問

被申立人が当センターの制裁措置に関して、または刑事告発／処分に関してのみ審問を要請した場合、以下のルールが適用される。

a. 審問範囲

違反および関連の事実は立証されたものとみなされ、反論は認めないものとする。仲裁人は立証された事実および状況に基づき当センターの制裁措置が適切であったかどうかを判断する。

b. 審査基準

仲裁人は、当センターによる裁量権の濫用を認定した場合にのみ、制裁措置を変更する権限を有する。

c. 主張書面の提出

被申立人は、仲裁人の指名から10日以内に、制裁措置に対する異議の根拠を述べた主張書面を提出する。当センターは、被申立人の提出から7日以内に、自身の主張書面を提出する。

d. 口頭弁論

仲裁判断は両当事者の主張書面および決定に基づいて行われる。ただし、仲裁人は、自己の裁量により、口頭弁論を許可することができる。

e. 仲裁判断

仲裁人は、主張書面を受け取ってから5日以内に、あるいは口頭弁論が許可されている場合には口頭弁論から5日以内に、最終的かつ法的拘束力のある仲裁判断を書面により全当事者に交付する。

15. 適正な手続きの保障

SafeSport 規程および合衆国法典第36編第220541(a)(1)(H)条には、被申立人に対して一定の適正な手続きを保障することが定められている。被申立

人は、このような権利が侵害されていると考えた場合、仲裁人に請求を行うことができる。ただし、被申立人は請求を行う前にまず侵害について当センターに通知し、是正する機会を与えなくてはならない。仲裁人は、訴訟の棄却を別として、権利侵害を是正するために妥当な対策を講じるように当事者に命じることができる。

16. 予備審問会

a. 仲裁人は、可及的速やかに、ただし仲裁人が指名を受けてから4日後以降10日以内に、電話またはビデオ会議による両当事者との予備審問会を手配するものとする。

b. 被申立人は、予備審問会の2日前までに、当センターの被申立人に対する決定について答弁書（違反に対する被申立人の事実に基づく反論の要旨および被申立人が仲裁で申し立てる予定の抗弁を記載した書面を含める）並びに被申立人が審問で提示する予定の証拠書類および証人（当該証人が行うことが予定されている証言の要約を含む）を当センターと仲裁機関に提出するものとする。

i. 被申立人が要求された情報を提出せず、答弁書に記載されていない証人を時機に遅れて審問に召喚しようとするか、答弁書に記載されていない証拠書類（宣誓供述書または供述書を含む）を時機に遅れて審問に提出しようとする場合、仲裁人は、当センターの要請があれば、以下

のいずれかを行わなくてはならない。(i) 審問での当該証人の召喚または証拠書類の提出を却下する。(ii) 当センターが当該証人にインタビューを行うか、当該証拠書類を精査することができるよう、被申立人の費用負担で審問を延期する。

- ii. 申出を受けた証人が当センターによるインタビューを拒否した場合、仲裁人は、審問における当該証人の証言または当該証人による証拠の提出を却下するものとする。
- c. 予備審問会は仲裁人によって運営されるものとし、両当事者にとって審問前に解決すべき問題に取り組む独占的な機会となる。このような問題として以下の項目が挙げられるが、これらに限定されない。
 - i. 主張書面、証拠リスト、証人リストを取り交わすスケジュール。主張書面では予期される証拠問題、管轄権に対する異議、その他の争点を取り上げるものとする。
 - ii. 審問のスケジュールとロジスティクス(申立人と被申立人の両方が証拠を提示しなくてはならない期限など)。異例の事態が起こらない限り、仲裁人は1日8時間以内に審問が終了するよう予定する。仲裁人は、追加の予備審問会が必要だと判断した場合にのみ、複数回の予備審問会を手配することができる。

- iii. 仲裁人は予備審問会の間または終了後に決定された事項および合意された事項を記録した決定書を発行する。

17. ディスカバリ

被申立人は、当センターから決定通知、調査報告書およびその添付資料、黒塗り編集した個人識別情報を受け取る。それ以外のディスカバリはないものとする。

18. 審問の期日

仲裁人は、予備審問会から15日以内に審問を完了させ、裁定判断を下せるように最大限の努力を払うものとする。

仲裁人はスケジュール調整において両当事者および各々のアドバイザーに妥当な配慮を払うものとするが、両当事者および各々のアドバイザーには妥当に仲裁手続きの迅速な結果が得られるように、いつでも出席できるように妥当に準備しておく義務がある。仲裁人は、その単独の裁量により、当事者のアドバイザーが出席不可能であることが審問を延期する理由にならないと判断を下すことができる。

仲裁人または当センターが本規則に定める期日を遵守しなかったとしても、仲裁人の裁定判断を覆す理由とはならない。

19. 審問の開催場所

審問は電話会議またはビデオ会議によって実施される。ただし、特別の事情によって仲裁人が認める場合は、仲裁人が決定する米国内の場所で直接出席して審問を実施するものとする。審問が直接の出席によって実施される場合でも、仲裁人は申立人または証人に衝立の後ろで電話会議かビデオ会議によって参加することを許可する場合がある。審問の形態が直接の出席、電話会議、ビデオ会議のいずれであったにしても、仲裁人の所在地はコロラド州デンバーとする。

20. 出席

仲裁人と両当事者が別段に合意する場合を除き、次に挙げる者のみが審問に出席することができる。(1) 当センターの代表者、(2) 被申立人、(3) 申立人、(4) 申立人と被申立人の各々のアドバイザー、(5) 証人(証言する間のみ)。

21. 宣誓

各仲裁人は審問を進める前に就任宣誓を行うものとする(法律で義務付けられている場合)。また、仲裁人は証人にも宣誓証言を要請する(法律で義務付けられている場合)。

22. 通訳者

全ての仲裁手続きは英語で行うものとする。当事者が通訳者を希望する場合、直接通訳者を手配する責任を負い、通訳サービスの費用を負担する。通訳者は利

益相反が一切無い状態で当センターの承認を受けなくてはならない。

23. 審問の延期

仲裁人は、両当事者の合意を得た場合、または一方当事者の要請を受けた場合、あるいは仲裁人自身の主導により、審問を続行することができる。合意を得ない限り、審問の延期は回避すべきものであり、やむを得ない事情においてのみ許可されるものとする。いずれかの当事者または両当事者が審問の延期を引き起こした場合、仲裁手数料表に定める延期手数料を請求されるものとする。

24. 当事者／アドバイザーが不在の仲裁

セクションXI(J)の規程を条件として、いずれかの当事者またはアドバイザーが通知を行った上で欠席するか延期の承認を得た場合、仲裁は当該当事者／アドバイザーが不在のままを進めることができる。その場合、仲裁人は出席している当事者に対し、仲裁判断を下すために必要となる証拠を提示するよう要請する。

25. 証明度

仲裁では「証拠の優越」原則を用いて参加者が本規程に違反したかどうかを判断する。

26. 証拠の法則

- a. 証拠の法則を必ずしも厳守する必要はなく、供述証拠が考慮される場合もある。
- b. 当センターの決定書および調査報告書(添付資料を含む)は証拠として受け入れる。仲裁人はこれら文書の重要性を適切に評価しなくてはならない。
- c. 仲裁人は提供された証拠の許容性、関連性、重大度を判断し、重複している証拠および関連性や信頼度が低いとみなした証拠は除外する。
- d. 仲裁人は適用可能な特権原則を考慮に入れなくてはならない。これには弁護士と依頼者、医者と患者の秘匿特権が挙げられるが、これらに限定されない。
- e. 未成年の供述書は、書面、録音、対面によるものを問わず、直接または伝聞を問わず、受け入れられるものとする。
- f. 申立人の性的行為または性的傾向に関する証拠は仲裁において証拠として認められることはない。ただし、仲裁人がこのような証拠を使用または承認することによって得られる証明力が、以下のリスクを著しく上回ると判断した場合を別とする。
 - (i) 被害者とされている者が何らかの害を被るリスク
 - (ii) いずれかの当事者が不当な偏見を受けるリスク

27. 宣誓供述証拠

仲裁人は宣言または宣誓による証人の証言を受ける場合があるが、これに対する異議を考慮した後で、証拠としての重要性を適切に評価しなくてはならない。

28. 審問

仲裁人が口頭審理を行わず主張書面のみで仲裁判断を下すことに両当事者が合意する場合(仲裁が法的責任と制裁措置に関わるものか、制裁措置のみに関わるものかを問わない)を別として、仲裁人は口頭審理を行うものとする。

a. 仲裁人の迅速に遂行する責任

仲裁人は、自己の裁量により、仲裁を迅速に遂行しなくてはならない。そのためには、証明の命令を指示し、審問を違反部分と制裁部分に分け、両当事者には事件の全てまたは一部の成り行きを左右するような問題に焦点を当てて主張を行うように指示することができる。

b. 冒頭陳述

各当事者は証拠を提示する前に簡潔な冒頭陳述を行う権利を有する。当センターまたはそのアドバイザーが最初に冒頭陳述を行い、続いて被申立人が行うものとする。

c. 証拠の提示

当センターおよび被申立人のいずれも、申し立てられた違反を裏付ける証拠または反論する証拠を提示するために等しい長さの時間を与えられる。これについては仲裁人が予備審問会で決定する。異例の事態が起こらない限り、両当事者には1営業日8時間以内に審問を完了することが求められる。仲裁人は、仲裁の進行中、各当事者が費やした時間を監視し、両当事者が等しい長さの時間を与えられるように、時間の制限を設けるものとする。両当事者は、予備審問時の命令に従うことを条件として、証拠物件の提出を介して証拠書類を提示し、また、証人の宣誓供述書や直接の証言を提示する。

当センターが最初に証拠を提示し、次に被申立人が証拠を提示する。その後当センターは反証の証拠を提示する場合がある。

d. 証人尋問

1. 申立人は、相手方当事者による直接尋問および反対尋問に合意しない限り、仲裁人のみから尋問を受けるものとする。
2. 申立人が当事者から直接尋問を受けることを選択しない限り、当センターおよび被申立人は審問の5日前までに、申立人の尋問に使用する質問文と質問項目の査定を受けるために仲裁人に提出する。仲裁人は提出された質問

文と質問項目を審査し、事件に関する知識に基づき、仲裁判断の助けとなる適切で関連性のあるものがどれかを自己の裁量により判断する。また、仲裁人は適切とみなす別の質問を尋ねることもできる。

3. 仲裁人が申立人に質問する唯一の質問者である場合、申立人に対する仲裁人の直接尋問が完了した後、証人を一時的に審問から外し、仲裁人が考慮すべき適切なフォローアップの質問や補足項目について、仲裁人が各当事者と個別に話し合えるようにする。仲裁人は、適切とみなした場合、証人にもフォローアップの質問を尋ねる。
4. 両当事者は全ての証人を直接尋問することができる。ただし、仲裁人は証人に対する尋問や質問項目を、その関連性や重複性、証人の年齢や知的能力などに基づき制限する権限を有する。また、質問内容がハラスメントや虐待の意味合いを持つものも除外される。
5. 未成年の審問 – 未成年は審問の場で証言しないことが前提であるが、当人が望む場合には親や保護者の許可を得た上で(異例の事態の場合には許可を得ずに)証言することができる。

仲裁人は未成年による証拠の提供方法を決定しなくてはならない。これには、未成年に対する全ての質問を(審問の場またはビデオを介して)親や保護者の立ち合いなしに行うべき

かどうか含まれる。また、(a)公正な審問を行うという目標、(b)証拠を提示することにより未成年の心身の健康に及ぼすかもしれないダメージ、(c)未成年の証拠により事実を認定することができるという利点も考慮する。

仲裁人が異例の事態であると判断した場合のみ、未成年は証言を求められる場合がある。この決定を行う際に、仲裁人は以下の点について考慮する：

- a. 未成年の望みと気持ち。特に、未成年が進んで証拠を提供したいと考えているかどうか(未成年が証拠提供を望まない場合、そうする義務を負うことはほぼあってはならない)。
- b. 未成年者の特別なニーズおよび能力
- c. 未成年者の主張のみが事件の成り行きを左右するのか
- d. 裏付けとなる証拠
- e. 未成年者の年齢
- f. 未成年者の成熟度、心の脆さ、理解度、許容度、能力
- g. 未成年者にこれ以上質問しなくても事件を適切に解決することができるか
- h. 未成年者の親、親としての責任を負う者、または保護者(適宜)の望みと見解

- i. 未成年が当訴訟手続きの争点に関連して別の法廷や裁判所で証拠を提供したことがあるか。あるとすればどのように提供したのか。その証拠は入手可能なのか。

e. 申立人の役割

申立人は仲裁当事者ではないが、審問に立ち会い、要請を受ければ証人として証言する権利を有する。それ以外では審問に参加してはならない。

f. 最終陳述

各当事者は、証拠開示が終了し、審問が終結する前に、簡潔な最終陳述を行う権利を有する。最終陳述は、当センターが最初に行い、続いて被申立人が行う。当センターは被申立人の最終陳述に応答する時間を与えられる。

g. 非公開審問

審問は非公開で行われるものとする。

i. 情報の非開示

当センター、被申立人、または申立人が仲裁のみを通じて取得した全ての書面情報(仲裁判断を含む)は、本規則に別段の旨が明示的に定められている場合を別として、秘密として取り扱うものとし、当センターの手続き以外で開示してはならないものとする。

ii. 記録

いずれかの当事者または仲裁人が要請した場合、審問の進行は仲裁機関により記録され、当センターによって機密ファイルとして保管されるものとする。当センターが判断した場合、または裁判所の正当な命令を受けた場合を別として、このような記録物をいずれかの当事者または第三者に提供してはならないものとする。記録を要請した当事者は記録の手配に責任を負い、費用を負担する。

h. 審問の終了

- i. 審問で全ての証拠が提供された後、仲裁人は各当事者にこれ以上の証拠や証人はいないかどうかを確認するものとする。仲裁人は、争いを解決するには追加の証拠または証人が必要であると判断した場合を別として、審問の終了を宣言する。
- ii. 異例の事態でない限り、審理後主張書面の提出を命じられることはない。仲裁人の指示により文書や答弁書の提出、あるいは主張書面の提出がある場合、仲裁人が定める主張書面の提出期限日に審問の終了が宣言されるものとする。

29. 本規則上の権利の放棄

いずれかの当事者が本規則のいずれかの規定または要件が遵守されなかったことを知った後で仲裁を遂行

し、書面により速やかに異議を申し立てなかった場合、このような不遵守に対して異議を申し立てる権利を放棄したとみなされるものとする。

30. 出訴期限の延長

仲裁人は、正当な理由が提示された場合、本規則に定めるいずれの期日も延長することができる(ただし、仲裁判断を行う期日は別とする)。その場合、紛争を迅速に解決する必要性を考慮しなくてはならない。また、仲裁人がアドバイザーのスケジュールに妥当な配慮を払った後でもアドバイザーが出席不可能となった場合、異例の事態を別として、期日延長の正当な理由とはみなされないものとする。仲裁人は延長を決定した場合、両当事者にその旨を通知するものとする。

31. 通知と受領

各当事者は、本規則に基づき仲裁が開始した時点で、各々のEメールアドレスを仲裁機関および相手方当事者／アドバイザーに提供しなくてはならない。このEメールアドレスに送信される通知は、当事者に送付される実際の通知とみなされ、受信した時点で有効となる。

32. 仲裁判断

a. 期限

仲裁人は証拠開示の終了後、速やかに理由を付した仲裁判断を行うものとする。仲裁判断の期限日は、両当事者の間で別段の旨が合意されている場

合あるいは法律で指定されている場合を除き、証拠開示の終了日または仲裁人が命じる主張書面の提出期限日から7日以内とする。当センターが申立人と結果を共有するための十分な時間を与えるために、仲裁機関は最初に仲裁判断を当センターに送付する。4時間後、当センターは結果を申立人と共有し、仲裁機関は被申立人に仲裁判断を送付するものとする。

b. 様式

いずれの場合においても、仲裁人は理由を付した最終的な仲裁判断の書面を署名した上で、送付する。申立人の識別情報(名前を含む)および証人(被申立人以外)の識別情報は全て黒塗りにして編集する。仲裁人が違反はなかったと判断した場合、被申立人は最終的な仲裁判断の書面に記載されている自身の名前や識別情報を黒塗りで編集するように仲裁人に要請することができる。

c. 適用範囲

仲裁人は、本規程および制裁ガイドラインの範囲内で、仲裁人が公正かつ公平であるとみなす救済手段を申し渡すことができる。

d. 当事者への交付

最終的な仲裁判断が本規則に定める通りに送信された場合、当該判断は両当事者に交付されたとみなされるものとする。

33. 仲裁判断の修正

当事者のいずれも、仲裁人の最終的な仲裁判断が送信されてから3日以内に、相手方当事者に通知をした上で、仲裁判断の中の何らかの誤記、タイプミス、または計算上の誤りを訂正するように、仲裁機関を介して仲裁人に要請することができる。仲裁人は既に決定された問題の本案について再決定する権限を持たない。相手方当事者は要請後2日以内に応答しなくてはならない。仲裁人は、仲裁機関が当該要請を仲裁人に送信してから2日以内に当該要請を処理し、何らかの応答を行うものとする。

34. 不服申し立ての禁止

仲裁判断は最終的かつ法的な拘束力を持つとみなされるものとする。両当事者は、法律で許容される最大限の範囲内で、仲裁人の決定について裁判所で異議を申し立てる権利を放棄する。

35. 出訴手数料／費用

a. 仲裁機関はサービスの対価として出訴およびその他の手続き上の手数料および費用を定めるものとする。手数料等が発生した時点で有効となっている手数料の額が適用されるものとする。

b. 仲裁の開始

i. 仲裁の手数料および費用

被申立人は、別紙1に定める仲裁の手数料と費用に関する予納金を全額支払うものとする。被申立人が仲裁を要請してから30日以内に予納金を支払わなかった場合、当センターまたは仲裁機関は滞納金通知を発行する。滞納金通知が発行されてから5日以内に支払が行われなかった場合、あるいは支払期限の延長が許可されなかった場合、仲裁を要請する機会は失われ、当センターの決定が最終的なものとなる。

ii. 履行困難条項

被申立人は、仲裁費用を賄う資金が不足している旨を証明する書面を提出することで、当センターの裁量により、履行困難条項に基づき予納金支払の一部の免除を受けることができる場合がある。

36. その他の手数料および費用

いずれの当事者の証人の費用も、当該証人を立てた当事者が負担する。両当事者は、各々のアドバイザーの手数料と費用、さらには当センターが明示的に負担していないその他の全ての費用に責任を負うものとする。仲裁の延長を許可された当事者は、別紙1に定める延長手数料を支払うものとする。

37. 仲裁人の報酬

仲裁人は仲裁手数料表(別紙1)に定める料率で報酬

を受けるものとする。

報酬条件について意見の相違がある場合、仲裁人と仲裁機関は適切な料率を定め、両当事者に通知するものとする。仲裁人の報酬の支払は仲裁機関を介して行い、両当事者と仲裁人との間では直接行わないものとする。

38. 手数料および費用の配分

仲裁人は、理由を付した最終的な仲裁判断において、以下の条件に基づき手数料と費用を割り当てるものとする。

- a. 違反が認定されなかった場合、当センターは別紙1に基づき仲裁機関に支払われた仲裁の手数料および費用の全額を被申立人に払い戻す。
- b. 当該事件には複数の違反が関与し、仲裁人がその一部を修正した場合、仲裁人は仲裁機関に支払われた手数料および費用を割り当てる裁量権を有する。
- c. 制裁のみに関わる審問で、当該制裁が軽減された場合、仲裁人は仲裁機関に支払われた仲裁の手数料および費用の全額を当センターと被申立人に再配分することができる。

39. 本規則の解釈および適用

仲裁人は、本規則が仲裁人の権力と任務に関連して

いる限り、本規則を解釈して適用するものとする。

40. 暫定措置

以下のルールは暫定措置の審問に適用される。

a. 要請のタイミング

当該措置が参加の機会に著しく影響を及ぼす場合(資格停止など)、暫定措置の通知を受けた後随時、被申立人は審問を要請することができる。ただし、このような要請は、被申立人が必要な手数料を支払ってから72時間以内に、あるいは両当事者が合意した期日までに行うものとする。

b. 仲裁人

当センターが下した決定に関わる本案仲裁人の指名前に当センターが暫定措置を実施する場合または実施を求める場合、仲裁機関は暫定措置の審問を行う特別仲裁人を指名する。この特別仲裁人は最終的な決定を審査するために指名されたとみなされないものとする。当センターが下した決定を審査する仲裁人の指名後に当センターが暫定措置を実施する場合または実施を求める場合、指名を受けた仲裁人が暫定措置の審問を行うものとする。

c. 出訴手数料／費用

仲裁機関はサービスの対価として出訴およびその

他の手続き上の手数料および費用を定めるものとする。手数料等が発生した時点で有効となっている手数料の額が適用されるものとする。当センターは、別紙1に定める料率に基づき、暫定措置の仲裁で生じる手数料と費用の2/3に相当する予納金を支払い、被申立人は当該手数料と費用の1/3に相当する予納金を支払うものとする。被申立人が履行困難条項の要件を満たしている場合、出訴手数料の支払に責任を負わないものとする。

d. 手続き

i. 迅速化された手続き

暫定措置の審問は迅速に遂行すべき手続きであり、審問時に判明した事実や状況に基づき、求められている暫定的救済手段が適切であることを仲裁人が納得するような十分な証拠があれば、直ちに解決に至る。暫定措置の審問は、被申立人が違反を犯したかどうか、あるいは違反が確認されている場合、適切な制裁措置は何か、ということを最終的に解決することが求められている審問ではない。

ii. 予備審問会

仲裁人は、審問のスケジュールを話し合う目的で簡単な予備審問会を開催する。

iii. 主張書面

当センターおよび被申立人は、各々の主張の

根拠を記述した主張書面(最大5ページまで)を提出することができる。また、各当事者は各々が必要とみなす証拠を提示することができる。この主張書面は、当センターが手続き上対応しなかった管轄権に関する異議または申し立てでも取り扱うことができる。その他の全ての問題や異議があれば、最終決定に関する審問まで保留とする。

iv. 審問の開催期間

暫定措置の審問は、異例の事態の場合を除き、2時間を超えないものとする。

e. 審査基準

仲裁人は、暫定措置の是非を確認するために、提示された証拠に基づき次の点について認定しなくてはならない。(i)暫定措置は事件の申し立て、事実、状況の重大性に基づき妥当に適切なものであるか、(ii)暫定措置は申立人、その他の選手、またはスポーツコミュニティの安全や健全性を維持するために妥当に適切なものであるか、あるいは、(iii)被申立人に対する申し立ては十分に深刻なものであり、被申立人が引き続き競技に参加することは競技およびその参加者らの最善の利益を損なうものであるか。いずれの場合においても、提示された申し立てが真実であるという反証を許す推定が存在するものとする。申し立てが性的な児童虐待に関するものである場合、この申し立ての経過年数はこの決定に関連しない。

f. 仲裁判断

仲裁人は、当センターが科している、または提案している暫定措置を承認、棄却、または修正することができる。仲裁人は、当センターの暫定措置に関する要請について、暫定措置の審問終了時に口頭で説明し、その後に理由を付した命令書を発行することにより、あるいは審問終了後24時間以内に理由を付した仲裁判断書を発行することにより、仲裁判断を下すものとする。この判断は証拠として使えないものであり、最終決定に関する仲裁(該当する場合)においては何らの重要性も持たないものとする。

g. 不服申し立ての禁止

当センターおよび被申立人のいずれも、仲裁人の判断に対する不服申し立てを行うことはできない。ただし、要請された救済手段が否認されることで、当センターが以前は入手していなかった情報や証拠に基づき将来同じ事件で暫定措置を求める権利を損なうものではない。その場合、被申立人は別の審問を提供される。

別紙1

JAMSの仲裁手数料

米国オリンピック・パラリンピックSafeSport仲裁を担当する仲裁機関はJAMS (www.jamsadr.com) である。適用される仲裁手数料は以下の通り(発効日:2018年3月3日)。

仲裁人1名: 5,200ドル

仲裁人1名、暫定措置審問 :1,500ドル

- JAMSの手数料および中立金利の全額に相当する予納金は、仲裁を要請する時点で支払われるものとする。仲裁人1名が担当する案件につき1,600ドルは返金不可とする。仲裁人1名が担当する暫定措置の審問につき500ドルは返金不可とする。
- 仲裁人の旅費は請求対象となる。
- 上記の手数料には施設使用料は含まれていない。JAMSの施設を使用する場合、1日当たりの施設レンタル料は300ドルを上限とする。

キャンセル/延期ポリシー

キャンセル/延期の期限	手数料
審問日の14暦日前まで	<ul style="list-style-type: none">● 仲裁人1名が担当する仲裁につき3,600ドルが返金可● 暫定措置の審問については返金不可

- 予定されていた期日(またはその一部)がキャンセルされた場合、またはキャンセル日後に延期された場合、審問手数料は返金不可とする。予定されていた期日が後からキャンセルとなった場合、通常は差し替えることができないので、キャンセルポリシーが適用される。返金不可の期日が関与する場合はすべて、審問を要請している当事者が全当事者の手数料に責任を負う。
- キャンセル日までに指定の手数料が支払われなかった場合、JAMSは審問をキャンセルする権利を留保するものとし、キャンセルする場合には書面にてキャンセルを確認する。

別紙2 SafeSportの仲裁人資格要件

独立性

各仲裁人は独立性を維持するものとする。仲裁人の「独立性」とは、(a)現在、米国Center for SafeSport、米国オリンピック・パラリンピック委員会(USOPC)、国内統括団体(NGB)、パラリンピック・スポーツ団体(PSO)、USOPCアスリート委員会(AAC)、オリンピック・トレーニング・センターなどの提携団体や指定パートナーのいずれとも、直接または間接的に、重大な提携または関係を一切有しておらず、(b)独立した判断力を行使する際に影響を受けることが合理的に予想される利益相反またはその疑いが生じる直接または間接的な関係を一切有していない状態を意味する。仲裁人がJAMS SafeSportパネルに選任される場合、全ての潜在的な利益相反について事前にJAMSに開示しなくてはならないものとする。

知識

仲裁人は、独立性に加え、性的暴力、家庭内暴力、性的な児童虐待、グルーミング、信頼ダイナミクス、トラウマインフォームドアプローチによる尋問／法医学インタビュープロトコルに関する実務知識を有しているものとする。また、スポーツ業界における精神的／身体的苦痛を与える違法行為や性的な違法行為に関する経験を有していることが強く推奨される。

経歴

仲裁人は以下に挙げる分野のうち少なくとも1つの分野における職務経験を有しているものとする。

- 刑法の分野:違法な性行為の事件を取り扱った経験を有する裁判官、地方検事、被告側弁護士
- 法執行の分野:違法な性行為の事件を取り扱った経験を有する
- ソーシャルワーカー
- タイトルIXコーディネーター／調査員
- 訴訟後見人
- その他類似の職務経験